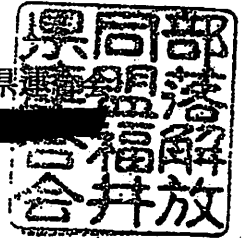


2006年7月3日

福井県知事 西川 一誠 様



部落解放同盟福井県連合会



同和行政・人権行政についての懇談会の実施について (御依頼)

暑さ厳しい折、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、部落差別撤廃に向けご尽力を賜り、深く敬意を表します。

ご承知のように、人権の法整備については、平成12年12月6日「人権教育及び人権啓発に関する法律」が公布・施行されました。また、平成14年3月には人権教育・啓発に関する基本計画が示されました。そして、現在は人権が侵害された人々を救済するための法律の制定を目指しています。二十一世紀は人権の世紀といわれ、人権侵害の救済が重要であることが叫ばれながらも、各党の利害が絡み法案が国会に上程されないままになっています。これらの法律又は法律案は、部落解放基本法制定要求運動の努力の結果生まれたものであります。多くの人々が恩恵を受ける法律になってほしいと願っています。

次期通常国会にはなんとしても成立させるべく行政・運動体が一丸となって努力していかなければなりません。一層のご尽力をお願いします。

今後は、部落問題解決に向けた同和行政・人権行政の在り方が、問われることになってきます。

つきましては、以上の状況を踏まえて、今後、福井県の同和行政・人権行政の推進について十分なる話し合いをお願いしたく存じます。話し合いの日時は下記の通りです。宜しくお願いいたします。

記

期 日、 2006年8月24日(木) 13:00～16:00

場 所 福井県立若狭図書学習センター

出席者 同盟員 約50名前後

懇談内容 後日送付いたします

2006年度 福井県に対する要求

☆交渉内容

1、あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について

県は「人権教育のための国連十年」が終わったことを踏まえ、県行動計画を「福井県人権施策基本方針」と名称変更し、新しくスタートした。

①県内市町村の合併を契機として市町に対して「人権教育、人権啓発に関する施策」に取り組むよう働きかけるとあるが結果はどうなったか。

②市町の人権問題は人権・同和問題啓発主幹課長が担当されているようですが、各市町の人権・同和問題啓発活動の年間計画、実施計画を明らかにされたい。別紙により一覧表にして提出されたい。

2、人権問題(特に同和問題)については市町に広がりが見られない。何年も前から要求しているが進展がない。人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。県としては、総務部長、企画幹が市町に対し、長中期計画の策定時等において

- 人権施策の位置付け
- 人権施策推進計画の策定
- 人権施策推進体制の整備

などについて実施するよう要請をおこなっているとのことだが、その成果を明確にされたい。

成果が上がっていないのならその原因はどこにあり、今後どうされるのかを明らかにされたい。

- 3、 2001年に人権擁護推進審議会は、政府に対して「人権救済制度のあり方」と「人権擁護委員制度の改革」の二つについて答申をおこなった。

政府は政府責任として人権擁護推進審議会答申を具体化するために「人権擁護法」案を国会に再提案する義務がある。総理大臣も164通常国会で「人権侵害被害者の実効的な救済を図ることを目的とする人権擁護法案をできるだけ早期に提出できるように努めてまいる。」と答弁した。

全国の自治体では530の議会で政府に対して「人権擁護に関する法案」の早期制定を求める議会決議がされている。行政も早期に制定するよう政府に要請されたい。

また、市町に対して人権条例、人権宣言などを制定するよう指導されたい。

- 4、 公正な採用選考について

各自治体に対して公的機関における職員採用に関し実態を明らかにするとともに「厚生労働省の公正採用選考」の基準に基づいた選考をするよう指導されたい。

- 5、 「実態調査」について

福井県は[]と連携して「実態調査」を実施したが、

①県として、結果と今後の方向を明らかにされたい。

②他の市町が実施するよう指導されたい。

6、 [redacted]において [redacted]による個人及び同和地区を中傷する重大な人権侵害事件が発生した。

① [redacted]事件は、その後どう活かされてきたか。

② 差別事件は県内どこにでも起こりうる。「人権教育及び人権啓発に関する法律」との関連をどう位置付けるか明らかにされたい。

7、 [redacted]の開発事業について

① [redacted]側の [redacted]はどうなるのか明らかにされたい。

② [redacted]まで軽トラックが上がる車路を増設されたい。

8、海岸の砂の移動について

海岸の砂が漁港付近に偏ってたまりすぎている。砂幅が均等になるように砂の移動をされたい。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
1 あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について 県は「人権教育のための国連十年」が終わったことを踏まえ、県行動計画を「福井県人権施策基本方針」と名称変更し、新しくスタートした。 ① 県内市町村の合併を契機として市町に対して「人権教育、人権啓発に関する施策」に取り組むよう働きかけるとあるが結果はどうなったか。 （ 男女参画・県民活動課、教育庁 ）	市町の人権施策の推進については、様々な機会をとらえて働きかけを行っており、平成17年8月29日に市長会において総務部長が、9月7日に町村会において企画幹が現状の説明と今後の取組の要請を実施した。また、9月22日には、各市町村に文書により要請するとともに、施策の実施状況の調査を実施した。11月22日には総務部長が町村会に出席し、人権施策実施状況調査の結果を報告するとともに施策の推進について要請した。11月28日には各市町村に人権施策取組状況調査結果を送付するとともに文書により要請した。その後、12月から1月に越前市、大野市、勝山市に男女参画・県民活動課が要請を行った。2月13日には「福井県人権施策基本方針」を各市町村に送付するとともに市町村における施策の推進を要請した。3月16日には市町村人権施策・同和問題主管課長会議を開催した。 平成18年度に入って、4月25日に市長会、5月9日に町長会において総務部長及び男女参画・県民活動課長が「福井県人権施策基本方針」の策定について説明するとともに合併後の各市町における取組について要請した。5月17日には市町人権・同和問題啓発主管課長会議を開催し、 の取組を紹介するとともに、各市町における状況を確認した。5月31日、6月1日には各市町の総務担当課長に対し、人権施策の取組について要請を行った。また、7月20日には人権施策推進本部幹事会を開催し、各課を通じて市町に働きかけを行うこととした。5月から8月にかけて企画幹および男女参画・県民活動課が坂井市、福井市、あわら市、越前市、敦賀市、小浜市、若狭町、おおい町に要請を行ったところである。 「福井県人権尊重の社会づくり条例」第4条において、「県は、人権施策について市町と情報の交換等連携を密にすることにより、市町と協働して人権尊重の社会の実現に努めることとする。」と定めている。これに基づき昨年に引き続き市町における人権教育および人権啓発に関する施策の実施状況を調査した。 この結果、17全市町から回答を得た。 「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和」の分野では、全市町が施策として実施しているが、「外国人」「患者」「犯罪被害者」の分野では、取り組んでいない市町があった。また、人権教育については、全市町が「人権・社会同和教育」推進計画を策定しており、あらゆる場を通じた人権教育の推進について取り組んでいる。 また、各市町の教育委員会に対しては、市町人権・社会同和教育担当者会議を年3回、社会教育指導員研修会を年2回開催し、人権教育の充実を要請している。 今後、県の人権施策の実施状況を示しながら、長中期計画や人権施策推進計画の策定、人権施策推進体制の整備と併せて、県と連携した人権施策の推進について、引き続き働きかけていく。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
② 市町の人権問題は人権・同和問題啓発主幹課長が担当されているようですが、各市町の人権・同和問題啓発活動の年間計画、実施計画を明らかにされたい。別紙により一覧表にして提出されたい。 （ 男女参画・県民活動課 ）	別紙のとおり

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
福井市	9月下旬	啓発物品配布		地域住民
	12月4日～10日	啓発物品配布		地域住民
	年間	少年教育学級	子どもの人権	地域住民・学級生
	年間	家庭教育学級	家庭生活にかかわる人権	地域住民・学級生
	年間	成人教育学級	社会生活に関わる人権	地域住民・学級生
	年次研修会時	福井市PTA連合会 婦人会研修	人権問題と暮らし	PTA連合会・婦人会会員
	未定 10月	館長研修会 人権教育研修会	差別事象に学ぶ 差別事象に学ぶ	各公民館長 中央公民館
敦賀市	1月7日	成人式	啓発物品配布	新成人
	8月25日	男女共同参画講座	講義	母子自立支援員 DV女性相談員 家庭児童相談員 生涯学習施設職員
	9月中旬	人権教育推進学習会	講義・討論	生涯学習施設職員
	年間	男女共同参画推進講座	講座・講演	一般市民
	12月上旬	敦賀市人権教育指導者研修会	講演	市職員、教員、企業関係者等
小浜市	10月～12月	「心あたたまる手紙」コンテスト	公募	一般市民
	3月	「心あたたまる手紙」冊子配布	冊子配布	市内小中学生保護者
	2月11日	人権教育講演会	人権に関する講演会	一般市民
	2月11日	パネル展	展示	一般市民
	5月～3月	人権教育講演会	講演会	一般市民
	未定	企業、官公庁の人権教育講演会	講演会	官公庁職員
	未定	人権ビデオ映写会	映画会	民間企業職員
大野市	未定	人権啓発講演会	講演会	市内園児・小学生
	6月3日	講演会	トーク&コンサート 人権クイズ、人権メッセージ	一般市民
	8月～3月	人権啓発学習会	ビデオ上映	一般市民
	8月～3月	人権啓発学習会	講演、ビデオ上映	一般市民
	6月～11月	市民学校	講演	一般市民

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
勝山市	11月	講演会	人権問題について	一般市民
	2月	研修会	身近な人権問題について	一般市民
	毎月第1、3水曜日	人権相談所開設	相談	一般市民
	8月	市民大学	講演	一般市民
	8月	家庭教育相談	相談	保護者
鯖江市	4月～3月	地域推進講演会	市内5会場	
	8月～12月		ありがとうメッセージコンクール	
	12月3日	講演会	男女共同参画について	
	8月	職員研修		全職員
	毎月第2木曜日	人権相談所開設		一般市民
	6月1日	人権特設相談		一般市民
	5月5日			
	12月3日	街頭人権啓発活動	人権相談の案内チラシ、人権啓発グッズ、人権啓発資料の配布	一般市民
	12月上旬			
	4月18日	人権・同和研究会		
	2月	人権・同和教育指導者研修会	18年度活動計画、研究推進計画の立案	市内各小中学校教員
	5月14日	人権啓発学習会	講義、各学校の取組報告	市内各小中学校教員
	9月20日	人権啓発学習会		一般市民
	12月2日	人権啓発学習会		児童、PTA、一般市民
	12月7日	人権啓発学習会		一般市民
	2月	人権啓発学習会		一般市民
				小学校PTA
あわら市	12月上旬	講演会	人権啓発	一般市民
	4月～11月	あいさつ運動及び啓発運動	毎月15日に駅前や小中学校であいさつ運動および啓発	一般市民小中学生
	5月26日	青少年健全育成あわら市民会議総会	青少年健全育成に関する計画及び人権啓発	青少年育成団体
	10月21日	生涯学習推進大会	家庭教育の重要性について	一般市民
	5月、9月、3月	青少年健全育成あわら市民会議役員会	子どもの人権、非行問題	青少年育成団体
	5月、3月	少年愛護センター補導委員会	子どもの人権、非行問題	補導委員
	8月	人権に関する標語募集		小中学生、親子
	7月、12月、3月	少年愛護センターだより「シグナル」発行	広報誌に人権に関する記事を掲載し啓発	小中学生
	12月	人権学習	各学校において人権学習を展開	小中学生
	12月	人権啓発チラシ配布	人権週間に併せての人権啓発活動	小中学生
	12月	人権啓発ビデオの貸出し、パンフレットの配	人権学習に必要な教材の提供	小中学校
	毎月	市広報誌による啓発	女性の人権、子どもの人権など適宜記事を掲載	一般市民
	6月～3月	家庭教育支援総合推進事業	子育て相談、子どもの人権	園児小中学生保護者

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
越前市	4～3月	啓発活動事業	地域リーダー養成講座・ちらし配布	地区市民リーダー、公民館職員
	10月～12月	研修会・学習会	研修会の実施	地区市民リーダー、公民館職員
	11月	研修会・学習会	研修会の実施	幼児・児童教育関係者
坂井市	11月中旬	講演会	人権啓発	一般市民
	4・6月	研修会	意見交換・討議	生涯学習推進員・補導員
	7月～9月	啓発作品コンクール	作品募集	小中学生
	7月	生徒指導担当者会	討議	生徒指導担当者
	11月	青少年健全育成大会	講演実践発表	青年、婦人、壮年、老人
	12月	人権週間啓発活動	街頭啓発活動	一般市民
	1月	成人式	啓発パンフ配布	新成人
	毎月	広報啓発活動	啓発	一般市民
	随時	相談窓口設置	啓発	一般市民
	随時	意識啓発推進活動	啓発・意見交換	一般市民
永平寺町	毎月	人権相談所の開設	人権問題等の相談	一般町民
	6月	愛護センター研修会	学習・研修会	運営委員・補導員
	7月、10月、2月	男女共同参画を考える会	町民寸劇・講演会など	一般町民
	11月	人権啓発活動	重点目標のパネル掲示等	一般町民
	12月	巡回啓発活動	広報車による巡回	一般町民
	12月	街頭啓発活動	町内各所にてパンフレットの配布	
	12月	人権啓発映画研修会	映画(ビデオ)鑑賞	一般町民
	7月～2月	家庭教育学級	講演会・学習会など	一般町民
	1月	町職員研修会	講演会	一般町民
	3月	愛護センター研修	講演会	運営委員・補導員
池田町	11月4日～5日	街頭啓発活動	啓発物品配布	町民文化祭来場者
	12月	巡回啓発活動	啓発物品配布	町内全小中学校
	随時	視聴覚ライブラリー	ビデオ巡回上映会	各地区
	随時	人権・同和教育	各学校において人権学習	小中学生
	5月	人権啓発活動	男女共同参画について	一般町民
	10月	巡回啓発活動	寸劇巡回公演	子供会

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
南越前町	9月15日		啓発物品配布	中学生
	5月～3月	女性セミナー	講演、ビデオ	婦人
	6・10月	家庭教育学級	講演、ビデオ	保護者
	6・10月	青少年育成研修	ビデオ	小学生、育成者
	7・11月	広報啓発活動	チラシ等配布	一般町民
	11月	民生委員等研修	講演、ビデオ	民生委員、福祉関係者
	11月	男と女のつどい	講演	一般町民
越前町	9月24日	講演会	人権啓発	一般町民
	6月	男女共同参画研修会	研修会の実施	女性各種団体全般及び職員研修
	5月、6月	合宿通学事業	体験学習	小学3年生以上
	8月	人権教育指導者研修会	研修会の実施	各種社会教育団体指導者
	11月～2月	集落公民館研修会	研修会の実施	一般町民
	10月	文化講演会	講演会	各種団体、一般町民
	年間	おはなしの広場	絵本の読み聞かせ	小学校低学年
	1月	成人式	式典および後援	新成人
美浜町	5月、10月、3月	新着任教職員研修会	講義、ビデオ視聴、実践報告	町内新着任教職員
	4月28日	人権教育研究大会	人権教育推進についての協議	町内各層の指導者
	4月他2回	指導者研修会	講演、ビデオ視聴、人権教育推進についての協議	町内各層の指導者
	7月・12月・2月	校区PTA研修会	映画鑑賞・講演会など	町内8校PTA役員
	2月	視察研修会	近畿・中部地方の先進地、人権教育関係施設等の視察	町民代表
	年間	集落別研修会	町内各集落での懇談、学習会	全町民
	11月3日～5日	町民文化祭の展示	人権作品の展示、ビデオ鑑賞	全町民
	12月10日	人権キャンペーン	町内巡回と啓発物品の配布	全町民
	12月10日	人権のつどい	歌芝居「はたおりの池」上演	全町民
	年間	各種団体研修会	講演会・グループ討議	各種団体
	年間	各事業所研修会	講演会・分散会	各従業員・社員
	年間	地区内研修会	人権に関する学習と研究協議	地区住民
	年間3回	人権教育だより「ふれあい」の発行	人権コラムや町民の声など	全町民
	年間1回	啓発冊子「ふれあい」の発行	啓発記事、詩・写真等作品	全町民
	年間1回	人権作品集の発行	公募入選作品の収録	全町民
	3月	意識調査のまとめ	意識調査結果の配布	全町民
	年間6回	町民人権講座	講演会	全町民

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
高浜町	6月10日	ハートフルフェスタ	テーマ:違いを越えて分かり合う 映画上映・啓発資料配布	
	7月	啓発資料作成		
	年間	地区別人権研修会	テーマ:ハンセン病問題をととして人権を考える ビデオ視聴、事例研修他	行政区民
	11月、2月	人権講演会	テーマ:男女共同参画・企業における同和問題	企業・町民
	7～10月、人権週間	人権作品コンクール	作文・標語・ポスターの3部門で作品募集、表彰、作品の パネル展示、作品集の発行	町民
	人権週間	啓発街頭キャンペーン	町内各店頭にて啓発物品等の配布等	町民
	人権週間 月1回	高浜町人権集会 人権啓発推進員会議	人権講演会 推進員研修、地域啓発の方法検討、情報交換	町民 人権啓発推進員
	10月中旬	人権啓発推進員先進地視察	先進地視察	人権啓発推進員
	8月下旬	町職員対象研修会	講演会	全町職員
	年間随時	事業所対象研修会	事業所合同年4回、各事業所毎随時 講演・ビデオ視聴・参加型体験研修	事業所合同 各事業所
	年間随時	PTA対象研修会	同和問題を中心に捉えた人権研修	学校保護者
	年6回	隣保館体験交流教室	福祉・ボランティア体験活動、親子体験講座	町民
	年3回	啓発広報紙発行	啓発広報紙「いのち愛人権」を各戸配布	町民
	年間随時	啓発ビデオ放映	人権問題に関する啓発ビデオの有線放送	町民
おおい町	12月	「おおい、さわやかライフ講座」の開催	講演会	町民
	6月23日	人権教育推進協議会会議	平成18年度人権教育推進計画について	人権教育推進委員
	9月	人権教育推進協議会会議	人権標語の選定、啓発看板の設置、次年度の講演会	人権教育推進委員
	11月～1月	関西電力職員対象研修会支援	体験的参加型学習	関西電力職員
	12月中旬～1月下旬	人権啓発作品の募集	作文・標語の募集	町民
	2月	人権教育推進協議会会議	人権教育推進事業の反省及び来年度の課題	小中学生 人権教育推進委員
	2月	町職員等研修会	講演	職員全員
	2月	「人権」35号発刊	人権に関する作文・標語など掲載	
若狭町	5月	人権教育推進協議会	啓発活動計画	人権教育推進協議会委員
	7～3月	人権教育研修会	講演、映画(ビデオ)	小中学校PTA(授業参観)
	8月～	人権教育研修会	ビデオと話し合い	町職員(各課)
	8月～	人権教育研修会	ビデオと話し合い	集落自主活動グループ
	8月～	人権教育研修会	講演、ビデオ	地区内の公民館等
	9月	人権教育推進協議会	啓発内容協議	人権教育推進協議会委員
	9～10月	視察研修	視察研修	人権教育推進協議会委員
	10月～	人権メッセージ募集	CATV、広報紙	一般町民
	2月	人権意識高揚大会	人権作文発表、人権講演会	一般町民、教育関係者、町行政 職員、企業推進員、議会議員
	3月	人権教育推進協議会	年間活動反省	人権教育推進協議会委員

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
2 人権問題（特に同和問題）については市町に広がりが見られない。何年も前から要求しているが進展がない。人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。県としては、総務部長、企画幹が市町に対し、長中期計画の策定時等において、 ○ 人権施策の位置付け ○ 人権施策推進計画の策定 ○ 人権施策推進体制の整備 などについて実施するよう要請をおこなっているとのことだが、その成果を明確にされたい。 成果が上がっていないのならその原因はどこにあり、今後どうされるのかを明らかにされたい。 （ 男女参画・県民活動課 ）	市長会、町長会において、総務部長、企画幹が出席し、人権施策の推進について首長に理解を求めてきたところであるが、引き続きあらゆる機会をとらえて要請していく。 また、合併した市町において長中期総合計画策定や組織制の整備が動く機会を捉えて、市町に個別に働きかけ、人権施策の推進計画の策定を促してきたところである。 平成18年7月末の状況は下記のとおりである。 ○ 長中期計画策定への「人権尊重の社会づくりに関する項目」の取入れ ・取り入れている 勝山市、美浜町、高浜町、あわら市、大野市、鯖江市、小浜市 ・取り入れる予定である (18年度中) 越前市、越前町、南越前町、若狭町 (19年度中) 坂井市、永平寺町 ・次期改定時に取り入れる予定 福井市、池田町 ・検討中 敦賀市、おおい町 ○ 人権施策推進計画の策定 ・策定している 鯖江市、勝山市、高浜町、美浜町 ・策定する予定 (18年度中) 大野市、越前市、永平寺町 (19年度中) 池田町 (時期未定) あわら市、坂井市、南越前町 - 敦賀市、小浜市、若狭町 - 福井市、越前町、おおい町 ○ 人権施策推進体制の整備 ・整備している 鯖江市、美浜町、高浜町、勝山市 ・整備する予定 (18年度中) 大野市、越前市、永平寺町 (19年度中) 池田町 (時期未定) あわら市、坂井市、南越前町 - 敦賀市、小浜市、若狭町 - 福井市、越前町、おおい町 ・検討中 ・検討予定 今年度中および来年度に中長期総合計画の策定を予定している市町が多数あるため、順次「人権教育および人権啓発に関する施策」を取り込むよう個別に働きかけていく。また、長中期総合計画の策定期間が明確になっていない市町については、策定期間に取り込む予定とされているが、引き続き要請していく。 人権施策推進計画の策定および人権施策推進体制の整備については、2市2町となり、これまでの要請活動が少しずつではあるが成果が現われてきた。現在計画の策定作業に入っている市町もあり、長中期総合計画で人権施策に位置付けた市町を中心にさらに要請を続けていく。 検討中、検討予定としている市町については、庁内の意識高揚が必要な自治体、議会等関係機関との調整が必要な自治体などの理由があるが、今後当該市町の状況に応じて効果的に働きかけていく。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
3 2001年に人権擁護推進審議会は、政府に対して「人権救済制度のあり方」と「人権擁護委員制度の改革」の二つについて答申をおこなった。 政府は政府責任として人権擁護推進審議会答申を具体化するために「人権擁護法」案を国会に再提案する義務がある。総理大臣も164通常国会で「人権侵害被害者の実効的な救済を図ることを目的とする人権擁護法案をできるだけ早期に提出できるように務めてまいる。」と答弁した。 全国の自治体では530の議会で政府に対して「人権擁護に関する法案」の早期制定を求める議会決議がされている。行政も早期に制定するよう政府に要請されたい。 また、市町に対して人権条例、人権宣言などを制定するよう指導されたい。 （ 男女参画・県民活動課 ）	平成18年7月12日に全国知事会を通じて「平成19年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で人権擁護に関する施策の推進について「すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。特に、児童・女性・高齢者の虐待を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。」と国に要請した。 さらに、平成18年7月27日に全国人権同和行政促進協議会を通じて、「独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度の早期解決と併せて、地域レベルにおける人権侵害に対して、迅速かつ効果的にきめ細かく対応できるよう、国の人権救済機関を地方にも設置されたい」と法務省に要望した。 また、市町については、長中期総合計画への人権施策の位置付け、人権施策推進計画の策定、人権施策推進体制の整備と併せて要請していきたい。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回	答
4 公正な採用選考について		
各自治体に対して公的機関における職員採用に関し実態を明らかにするとともに「厚生労働省の公正採用選考」の基準に基づいた選考をするよう指導されたい。		県は、平成18年4月～6月にかけて、県および市町等（一部事務組合等を含む）の65の公的機関における職員採用の取扱いの実態を調査した。その結果、県全体で32団体、83件の不適切な取扱いが認められた。
	○本籍地の確認	市町 17件 一部事務組合 11件
	○家族状況の確認	県 1件 市町 16件 一部事務組合 15件
	○住宅状況、生活信条等の確認	県 1件 市町 7件 一部事務組合 4件
	○内定前の健康診断	県 2件 市町 4件 一部事務組合 5件
		率先して人権教育、啓発を推進しなければならない立場の県をはじめとする自治体で、不適切な採用選考が行われていたことは、誠に遺憾であり、かかる事象の今後の発生を防ぐため、採用選考実施機関の認識の強化を早急に図る必要があることから、各自治体を召集して、3月に2回、5月に2回、6月に1回、会議を開催した。
		さらに、この調査で、不適切な取扱いが認められた32の団体に対し、個別に具体的な不適切事象を指摘し、「厚生労働省の公正採用選考」の基準に基づいた改善をするよう要請した。
		今後も、福井労働局をはじめとする関係機関と連携のうえ、厚生労働省が示す個人情報の取扱いに関する指針、その他公正採用選考にかかる基準を遵守した採用選考を行うよう、様々な機会を通して周知を図っていく。
(地域福祉課、市町村課、労働政策課)		

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
5 「実態調査」について 福井県は[]と連携して「実態調査」を実施したが、 ① 県として、結果と今後の方向を明らかにされたい。 (地域福祉課、男女参画・県民活動課、教育庁)	[]が実施した「同和地区生活実態調査」については、平成17年3月に結果がまとまり、同町から同年5月に報告書をいただいた。 県では、関係部署と協議しながら、上記報告書の調査結果をもとに、[]の分析を参考にして、国または県が行った調査と比較可能と思われる直近の数値と比較しながら考察をした。 その結果、子育て、高齢者の就労、若い世代の健康診断などいくつかの課題があると考えられるが、全体的には[]でこれまでに行われてきた事業の効果が現れてきており、生活環境の改善が進んでいるものと思われる。 しかしながら、結婚問題のほか、日々の生活、職場など日常生活の中や、学校生活の中において差別を受けた状況があり、また、時期的に3年以内に差別体験が見られることなど差別の実態が依然として残されている。 今後とも、差別意識の解消に向けて、あらゆる機会を通じて、積極的に、粘り強く、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育・啓発を推進していきたい。
② 他の市町が実施するよう指導されたい。 (地域福祉課、男女参画・県民活動課)	県では、17年3月に[]の実態調査の結果がまとまったことから、各市町および関係団体に対し、昨年度から引き続き、繰り返し要請を行ってきた。 しかしながら、対象市町においては、「個々人のプライバシーに踏み込むような実態調査は難しい」という意見や「地区住民の協力を得にくい状況にある」という意見などがあり、現状では、実態調査の実施が困難な状況である。 なお、[]においては、県からの働きかけの結果、昨年度、広く住民を対象とした人権意識調査を実施し、現在、調査結果の分析を進めており、結果は今年中にとりまとめ、全町民に対して、概要版を配布する予定である。 県としては、同和問題は重大な社会問題であり、今後とも、関係市町および関係団体の意見をききながら、実態調査の実施について取り組んでいきたい。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
6 [redacted] において [redacted] による個人及び同和地区を中傷する重大な人権侵害事件が発生した。 ① [redacted] 事件は、その後どう活かされてきたか。 (地域福祉課、男女参画・県民活動課、教育庁)	[redacted] 事件については、県内でも、部落差別意識がはつきりした形で残っていることに認識を新たにし、県関係機関においては、その後の教育啓発にあたり、本件を踏まえた教育啓発の充実に努めた。 まず、県職員に対しては、本課の課長補佐、出先機関の総務課長を対象に研修を実施し職場研修の充実に努めたほか、昨年度から、県や市町村職員を対象にした人権啓発講演会を開催するなど、人権教育啓発の充実に努めてきた。 また、県民への研修機会を増やすため実施している「出張人権研修」の回数を、昨年度から増加させて、人権教育啓発の充実に努めてきた。加えて、人権相談員による「人権ミニ講座」も、昨年度から開催することとした。 学校教育においては、「指導主事会」、「校長会」を通して、人権教育の充実についての周知徹底を図るとともに、教育研究所等における各種研修会において、より実践的な内容を扱うように改善してきた。また、すべての小・中・高等学校を対象とする「地区別人権教育研究協議会」において、各学校の人権教育の取り組み状況について情報交換を強化してきた。平成 17 年度の調査結果によると、人権を扱う道徳の時間数や保護者に対する人権啓発活動が増加するとともに、「講演会」、「体験学習」を行ったり、「参加体験型学習方法」を取り入れたりするなど、学校独自の工夫が見られるようになってきている。 社会教育においては、人権教育の研修対象者を広げるため、平成 15 年度から新たに嶺南の公民館職員を対象とする「公民館職員研修会」を実施し、さらに本年度からは全市町の公民館職員を対象とすることとしている。また、「人権・社会同和教育指導者研修」において、参加者の意識の変容を促す参加体験型学習方法を平成 14 年度から取り入れるなど、人権意識の高揚を図っている。 今後とも、部落問題に対する正しい理解を浸透していくため、人権侵害の実態を踏まえ、県、市町が連携して年間計画に取り組むなど、研修会や講演会を充実し、あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動に継続的に取り組んでいく。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
② 差別事件は県内どこにでも起こりうる。「人権教育及び人権啓発に関する法律」との関連をどう位置付けるか明らかにされたい。 （ 地域福祉課、男女参画・県民活動課、教育庁 ）	我が国においては、日本国憲法の下、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられず、個人として尊重され、法の下に平等とされている。しかし、[REDACTED] 事件に見られるように、同和問題を始めとしてさまざまな人権侵害がなお存在している状況にある。 人権が尊重される社会の実現のためには、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に明記されたように、国・地方公共団体および国民の責務を全うすることが必要であり、県では、今年1月策定した福井県人権施策基本方針に基づき、あらゆる分野において、人権教育および人権啓発を積極的に推進するために、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用を図らなければならないと考えている。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
7 [redacted]の開発事業について ① [redacted]はどうなるのか明らかにされたい。 （ 小浜土木事務所 ）	[redacted]改良については、昨年度設計を実施し、[redacted]および地元と協議中であり今年度は、地権者および関係者の理解を得て一部用地買収に着手したい。
② [redacted]まで軽トラックが上がる車路を増設されたい。 （ 小浜土木事務所 ）	当該施設は既に工事が完了し、[redacted]に引渡し済である。 本件についての対応は、必要性等、[redacted]と協議を、お願いしたい。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
8 海岸の砂の移動について 海岸の砂が漁港付近に偏ってたまりすぎている。砂幅が均等になるように砂の移動をされたい。 （ 小浜土木事務所 ）	要望の海岸の砂の移動についてであるが、[REDACTED]の[REDACTED] [REDACTED]については、構造および地形の関係上[REDACTED]している。 現況においては、防波堤付近も浴客に利用されていることを踏まえ、現状を見守っていきたいと考えている。 さらに周辺に[REDACTED]、海岸の管理上支障があるようであれば、平成19年度以降、[REDACTED] [REDACTED]を実施していきたい。 なお、[REDACTED]予算 を要望している。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H18. 8. 24

要 求 項 目	回 答
9 主要地方道 [redacted] のオープンカットについて、 [redacted] とは緩いカーブ区間に連続して設置されたトンネルであり、出入り口付近に交差点を持つ非常に不安定で危険な箇所である。これまでも視距の確保の対策が講じられているが、抜本的な解決には至っておらず、いつ事故が起きてもおかしくない状況にある。 [redacted] とを結ぶ幹線道路として、ラッシュ時の交通量も多く、[redacted] から、安全な交通体系の確保のため早急な改善策が望まれる。 又、トンネル下に位置する民家脇の法面は急傾斜地崩壊危険箇所として指定されており、住民の民生安定を図る観点からも対策が必要である。 よって従前から要求している [redacted] のオープンカットについて再度検討されたい。 （ 小浜土木事務所 ）	[redacted] 内の通行の安全性を高める対策として、[redacted] を明るくするための内装板を設置するとともに、[redacted] の [redacted] に対向車の接近等を知らせる電光表示板を2基設置した。 また、[redacted] 下に位置する民家脇の法面については、[redacted] を完了している。 今後は、[redacted] 前後の通行の安全性をより高めるため、[redacted] の [redacted] を実施していく。あわせて [redacted] 内の [redacted] を検討していきたい。

部落解放同盟との懇談会記録（平成18年度）

日 時 平成18年8月24日（木） 13:00 ～ 16:00

場 所 福井県若狭図書学習センター 講堂

出席者 【部落解放同盟】

福井県連合会

他

中央本部

他

【福井県】（37名）

品谷健康福祉部長、川波嶺南振興局長 他（別紙出席者名簿）

【 】（4名）

（司会： ）

それでは2006年度の福井県との交渉を只今から始めたいと思います。皆さん暑い中、身体もだるい夏の終わりにだるくなってきた、そろそろ疲れが出てくる頃だと思いますが、この福井県交渉も何回か回を重ねていただいていますけど、進んでいる項目とかなんとか足踏みしているものとか、解決していただいて終っているものもありますし、まだぼちぼち歩いているような項目もたくさんあります。そういうのを真剣に検討して頂いて、皆さん和我々が解決を目指す方向に持っていただきたい。

それでは同盟側、あいさつをお願いします。

部落解放同盟福井県連あいさつ（ ）

こんにちは。非常にまあ、司会が言いましたように暑い日が続いて熱帯夜のような寝苦しい日が続いています。暑さにもめげずに一生懸命やってこられたような方々ばかりです。安心して今日の交渉を進めさせていただきます。

遠いところ、お疲れのところ来られたんですけど折角来ていただいて何にも成果が無しに、お帰りにならないで、我々の要求を踏まえて結論を出して頂いて新しい方向を目指していかないといけないと思います。

今日は品谷部長さんはじめたくさんの県の職員が来ていただきました。我々の側も中央本部から中央執行委員が2名と…現在、ちょっと1名が渋滞に巻き込まれて遅れているようですが…、 という、皆さんにはあまりご存知がないかも知れませんが解放同盟の というのがあるんですけど、そこから2名、それから中央本部の、その方と 来ております。皆さんの誠意ある回答を記者がきちっと踏まえて記事にしてくれるんだろうと思うん

ですけどよろしくお願いします。

我々が何年も前から要求しております「部落解放基本法」制定要求の運動につきましては、そのもの全体的にみると成果は半ばというところなんですけど、1つひとつの個別法を見ていきますと、「人権教育人権啓発の推進に関する法律」というのが2000年に出来て、それに基づいてやっておるわけなんですけど、これは非常に大事な法律で「国民の責務」またあの「国の責務」「地方自治体の責務」の3つの責務がそれぞれ明記されているんですけど、昨年ある学校の校長にこういう法律に基づいて人権同和教育をやってくれておるのかと聞きましたら、「そんな法律いつ出来ましたんや」と…、全然、浸透しとらんのですよ。県庁の皆さんは「人権教育人権啓発の推進に関する法律」を基にして、立派な冊子もつくられておりますが、隅々まで浸透することが前提なんです。そういうことでまだ、折角、立派な冊子をつくってやっておられるんですが、そういう面をしっかりと捉えて、まだ「国民の責務」というものはほとんどやられていない実態があるんです。そういうことをしっかりと踏まえて、今日は、県民意識、
意識に関してはほとんど出来ていない、そういうことの間隙をぬったかどうかは知らんけど
起きています。
ですけど起きています。またこの法律が出来た年にも
というところ、
があった。

今さっき言いましたように、学校教育の校長先生ですらなかなかそういう法律を県が出しておられるというところをご存知じゃないということになってくると、そういうことの間隙をぬってそういう差別事件がおきたのかなあということも考えられると思うんです。そういうことでひとつしっかりと「人権教育人権啓発の推進に関する法律」を踏まえていただいて、これについては県や市町村に補助金が出ておる。こういう啓発活動に対する補助金が、それをどの様に有効に活用されているかということをしかりと踏まえていただくことが大事じゃないかと、折角、国が大事やと補助金を出しているのを返上している自治体があると聞くんです。もってのほかやないかと思うんです。

それから「人権擁護法」とか「人権侵害救済法」とか、中身はおんなじなんですけど、政府が出した法案は「人権擁護法」なんです。野党が出しているのが「人権侵害救済法」ですけども、どちらにしろやっぱり人権問題は非常に大事で、救済をする人をしっかりと対象を踏まえて、そして救済をするための法律をつくっていかないかんということは、今の小泉内閣総理大臣も言っていることです。

そういう趣旨をしっかりと踏まえて、どういうふうにしたらそういう法律が1日も早く出来るかと…、そういうことも今日の会合で考えてもらおうとありがたいと思います。

最初に、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会：)

続きまして、県側、品谷健康福祉部長をお願いします。

県あいさつ（品谷健康福祉部長）

今日は暑い中をありがとうございます。私は福井県の健康福祉部長の品谷でございます。

(県側のワイヤレスマイク不調のためアンプ調整)

それでは、開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、部落解放同盟福井県連合会から、特に、そして中央本部の、ちょっと渋滞で遅れているようでございますが、様をはじめ中央本部からもご出席を賜りまして懇談会を開催することかできますことに、まことに深く感謝申し上げる次第でございます。

また、皆様方には日頃から同和行政の推進につきまして、ひとかたならぬご理解、ご協力を賜っていますことに對し、厚くお礼申し上げます。

本日の懇談会にはから多くの方々がお出で頂いていると聞いております。大変、不思議なご縁を感じることございまして、実は大変プライベートなことで恐縮でございますけれども、私の妹が25年ほど前に、で教員をしておりまして、「」と言うに近い小学校で教員を、随分昔でございますけど、していたご縁で私も当時何回かにお寄せ頂きましたし、また、その時にの皆様に大変親切にいただいたと聞いております。また当時子どもたちも別れる時に涙を流してくれたということも聞いております。皆様方に親切にいただきましたことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

また、今日の福井新聞に敦賀駅までの直流化の記事が出ておりましたけれど、ようやく小浜線の電化に続きまして敦賀駅までの直流化ということで、たいへん嶺南の交通基盤は遅れていましたけど、ようやく少しづつ一歩づつ近づいておりますことを大変喜んでおります。

私は、平成11年から3年間、県の交通問題を担当している課長をやっております、その時に小浜線の電化、敦賀駅まで直流化に携わっておりました。あれからようやく5年経ち実現したということでありますが、まだまだ課題が多くありますが1つひとつやっていきたいと思っています。

さて、福井県では、同和問題は我が国固有の人権問題ということで、憲法が保障いたします基本的人権の侵害にかかる大変深刻かつ重大な問題であると認識しております。その早期解決に向けまして、昭和44年の同和对策事業特別措置法の施行以来、国、県、市町の協力のもとに、また関係される方々のご意見を伺いながら、特別対策を実施してまいりました。

法の失効後も、それぞれの地域の状況や事業の必要性を的確に把握した上で、所要の施策を講じておりまして、今後とも皆様方から直接ご意見を伺うこうした懇談の場が、より重要になるのではないかと考えております。

また、今ほどもさんからのごあいさつにございましたように人権教育・人権啓発につきましても、国および地方公共団体をはじめ、それぞれの職域で取り組んでおりますけれども、いまだに様々な人権に関わる不当な差別、また人権侵害が見うけられる状況でございます。特に昨今は高齢者、お年寄りに対するいろんなイジメと申しますか人権侵害、また学校現場とか家庭での乳幼児、小さな子どもたちに対しますイジメとか虐待等の問題も生じております。

このようなことから、県におきましては引き続き「福井県人権尊重の社会づくり条例」をもとに、人権の教育、啓発を積極的に推進して行く必要があると考えておりまして、本年1月にこれまでの「人権教育のための国連10年福井県行動計画」に替りまして「福井県人権施策基本方針」というものを新たに策定しまして、人権教育、啓発を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

ところがごあいさつにありましたように、末端と申しますか、いくら立派なものをつくりま

してもですね皆様方の心の中まで入っていかないと、啓発していかないとということがあります。我々が多いに反省していかなければならないと思っております。

ところで、本年3月に県内の公共団体の公正採用選考の不適切事例が明らかになりまして、全県的に公的機関の点検・調査をいたしました。これにつきましては後ほどまたご説明させていただきますが、点検の結果、多数の不適切事例が認められましたが、その結果につきましてもあらためて深刻に受けとめておりまして、今後、こうしたことは無いと思っていた中でですね、大変ショックを受けております。

ただいまから、先日ご提示をいただきました要望事項につきまして、健康福祉部をはじめといたしまして、関係所属の出席者から、それぞれ回答させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本日の懇談が実り大きなものになりますように、また私達も真摯に受けとめてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(司会：[REDACTED])

どうもありがとうございます。引き続きまして解放同盟中央本部より[REDACTED]がごあいさついたします。

中央本部あいさつ ([REDACTED])

はい、皆さんこんにちは。

中央の[REDACTED]です。あの新米の[REDACTED]なんです。大先輩の[REDACTED]さんから、ほんまやったらあいさつを頂きたいと思うんですけど私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

福井の兄弟の皆さん、大変ごくろうさんです。

なかなか、毎年同じような交渉して進まんということが、[REDACTED]の口から言われましたんで、今日は一生懸命お互いに頑張っていきたいなというふうに思っています。

そいで、国の状況を見てみますと「人権侵害救済法」はなかなか進まんという状況にあります。我々自身も前回の衆議院の解散で廃案になった法案ですけども、次の国会でなんとか法案の成立に向けた闘いを積んでいきたいというふうに考えています。

全国的に見ますと、様々な差別事件というものが起こってきているということをご存知だと思います。特に市町村が持っている戸籍謄本という、個人情報の一部の行政書士さんとか司法書士さんとか良く知っとう一、職権でいわゆる不正取得をして、それが興信所や探偵社で売買されるという、こういう差別事件が発覚をして久しいわけです。それぞれの市町村でも調査をしたらあらゆるところの市町村がその行政書士さんから不正請求をされていたということが明らかになっています。

私の[REDACTED]においても18件の不正請求があったということが報告されています。それから[REDACTED]では大量の印鑑を購入して、その個人になりすまして戸籍謄本の不正請求をするというこういう事件があるわけです。そいで不正請求の目的はというたら、興信所、探偵社に売り渡す、その先に利用する側の目的があるということを認知しておいて欲しい。いわゆる差別をしようとする、こういう人のもとに不正請求をして、それが売り買いされているという、こういう事件が全国的に発覚しているという、こういう現状も認識しながら、まだ

まだ部落差別は根強いものがあるんやということをお互い確認して、この交渉を進めてもらったらなと考えていますのでよろしくお願いします。

(司会：[REDACTED])

はい、どうもありがとうございました。続きまして、参加者といっても大勢いらっしゃると思いますので県側、団体側互いに前列のみの自己紹介で行きたいと思いますのでご了承をお願いします。

では、こちらから、僕から順にさせていただきます。[REDACTED]の[REDACTED]やらしてもらっている[REDACTED]といいます。よろしくお願いします。

(引き続き順に[REDACTED]([REDACTED])、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]と自己紹介)

(司会：[REDACTED])

それでは県の方、お願いします。

(品谷健康福祉部長、川波嶺南振興局長、江川総務部企画幹、川村農林水産部企画幹、西浦土木部技監、池田小浜土木事務所長、中西教育庁企画幹の順に自己紹介)

(司会：[REDACTED])

どうもありがとうございました。それでは今から本題に入っていくわけでございますけれど、要求項目の一括読み上げを[REDACTED]をお願いします。

[REDACTED]

[REDACTED]です。どうぞよろしくお願いします。それでは、いま一括といわれましたが、1項目づつといったかたちで読み上げさせていただきますのでよろしくお願いします。

(要求項目1を読み上げ)

(江川総務部企画幹) (要求項目1の回答読み上げ)

[REDACTED]

要求項目の1と2点目の内容が似通っておりますので続けて、2番も一緒にお願いします。

(要求項目2を読み上げ)

(江川総務部企画幹) (要求項目2の回答読み上げ)

[REDACTED]

はい、ほんなら、ちょっと質問しますわ。今、江川さんから回答がありましたが、1番の①の回答で、総務部長以下、企画幹その他のみなさんやね、それぞれ各市町村に要請に行ったということが細かく書いてありますが、かなり努力したということは評価します。その結果3ページの中長期計画策定、人権施策推進計画そういうもろもろの取組を現在こういう状況である

と、これが結果やね。だから、それは評価します。しかし、一応18年度でやるという約束もしてあるし、それ以後、やっていきますという市町村も増えておることは前向きと考えていいんですけど、まず、やっぱり単発的に各市町村がやるんじゃ無しに長期計画で推進体制、そして推進計画そういうものをきちんとしなければ、いきあたりばったりの啓発や人権施策をやっても意味がないんやから、まずそういう体系的にきちっと仕組みを作ってもらうことが大事ですからね、それを全市町村にやっていただくということが我々の最終の目的ですから、しかし、そういう計画なり体制をつくったとしても実際にそのとおり動いていくかどうかということが、これからの問題やわな。

それはやっぱり、我々、今、出された資料の中でしかわからないですけど、実際の中身がどうなっているかわからないが、どういう基本計画が出されているか、これがわからない。それにいずれ明らかにしてもらわないと、内容について評価するものもしないも、それがわからないから明らかにしてもらわなければいかんわな。

それでね、最初のページに戻りますけれど、ここに、上から7段目かな、市町村人権施策・同和問題主管課長会議とあるな、その下にまた今度、市町村人権・同和問題啓発主管課長会議とあるが、これはどういう違いがあるんや。

(江川総務部企画幹)

これは同和を担当しているところの市町村の課長さんがたに集まっていただきましてやっている会議ですので、内容的には啓発・教育、セットにした施策推進を強力にお願いしたいということで、あるいは法の趣旨を理解してですね、市町村でも積極的に取り組んでいただきたいということでやっている会議でございまして、その大きな違いはございません。

(XXXXXXXXXX)

目的に応じて呼び名を変えているということやな。啓発についてなら啓発主管会議というように、また施策についてなら施策担当会議ということ。

(江川総務部企画幹)

その程度の違いでございます。

(XXXXXXXXXX)

我々はたしかに「人権教育啓発推進法」というのがあるわな、それでいうたら啓発だけでいいということではないのよ。やはりPRだけではなしに、それぞれの人権施策を推進していかなければならない。人権施策はなにも決して教育や啓発のPRだけでないわけであって、いろんなそのハードなこともあるわけや。そういうものも、やっぱり取り組んでいかない限りね、人権というものの本当の意味はわからない。価値がわからない。ただ上から啓発や勉強しなさいと言うだけで、はたして県民や市民、町民がやね理解できるんかというところやない、やっぱりその市町村のなかで人権施策を進めていった結果、やはり皆さんが豊かになったというふうになっていかないかんのであって、単に啓発やそういうふうなだけで終わったらいかん。基本的には施策推進していくということをして、その中に啓発も入ってくるわな。

今、たまたま、教育・啓発の法律ができたから、それを中心と考えがちなんですけれど、本来はそうやなしに人権政策、そして施策をきちんとやっていかなければならない。

例えば、公共施設に関しては障害者の斜路をきちんと整備するとか、そういうものも含めてやな、やっていかなあかん。

それから、もうひとつ1点ね、女性、子ども、高齢者、障害者、同和の部門では全市町村が施策として実施していると書いてあるが、じゃあ、全市町村がやで、同和についてどういことをやっているか。啓発についてもどういようにやっているのか、これ非常に気になるわけよ。

その辺どうなんや。

(江川総務部企画幹)

確かにおっしゃるとおりですね、前段から申し上げますと、まず長期計画に組み入れていただきたい。それから長期構想に組み入れていただきたい。そして計画をつくっていただきたい。それから推進体制を整備していただきたいというように3点セットでお願いと言いますか、要請をしています。それだけで済む問題ではなく、実際おっしゃるように、それが機能することが大事で、施策を進めることが大事で、そのためのベースでしかないというふうに思っております。

ですから大事なことは計画に基づいて本当に実施されているかどうか、そういうことをチェックと確認していく必要があるんじゃないかと、私も思っております。

同和問題のことを市町村別にどの程度つくられているのかということ、件数ですけれど、全市町で65件です。徐々にではありますけれど施策の件数としましては増加をしていると思っています。これまでの働きかけが進んだかどうかはわかりません、けれども市町村の理解は徐々に浸透してきて施策が行われてきているのではないかなと私どもは考えております。

()

それは理解できますが、どうしてもね、書類の上だけで話になると、こちらは中身がわからないわけですから、あんまり突っ込んだ話もできんわけですけど、やっぱり、これはあなたがたの方から明らかにしてくれるものではあるな、実際。だから、それはいずれ時期をみて具体的にこのようなものを行っていますと、こういう計画、年間計画を策定していますというふうに表わしていかないかんわな。全市町村でなくても当面、出来た市町村についてはだしてもらわなならん。とりあえずそれだけ…

(江川総務部企画幹)

いま計画が出来ているところ、長期計画に組み入れているところ、それから計画ができているところがございますので、そういうところにつきましてはどういった計画なのか、どういったように記載されているのか、そのことについては今は持っていませんけど、どういう記載内容、どういう内容になっているか、またそちらの方にお示しをさせていただきたいと思っています。

えっとですね、もう何か月も以前になると思いますけれど、福井県選出のある党の国会議員さんと親しくお話をさせていただいたことがあるんです。党も名前も個人的な名前もここでは申し上げませんけれども。

福井県というのは、嶺南と嶺北と2つになっている、たぶんその方は嶺北の方なのかも知りませんが、要するになにを言いたかったかという、えーと30分、40分お話ししたんです。気さくにね、にもかかわらずですね、その議員さんは、そんな問題なんて今はあるんかあというそんな感じなんですね。それではやっぱり困ると思うんです。あいさつに伺っての話をしましたからね。そんな厳しいやりとりもなにもしておりませんが、国会議員がそういうことなんですから市民はどうなんだろう、県民はどうなんだろうかというところで、大きな不安を私を含めて抱いているわけです。まず、こう申し上げておきたいと思いますが、それでですね、県が本当に大変な努力をして頂いているのですね。先ほどからの報告を聞いてわかる気がするわけですけども、あの例えばですね、福井市なんかは県庁所在地ですね、ところが、この3項目がございましたね、人権尊重の社会づくりに関する項目の取り入れとか、推進計画の策定とか、推進体制の整備ですね、いずれも例えば県庁所在地の福井市は検討中、検討中というのはなにもしてないということなのかなあと、こういうふうに着目した見方もしたくなるんですね。えー、そこが一体どうなっているんだろうというようにも思います。

それとですね、例えば[]ではですよ、県に[]というのがあり、それと同時に[]というのがあり、というようなかたちですし、それから管内に部落を含んでいる市町村のみならず[]というのがありそれなりに、古くからそういうものが位置付けているわけです。いわゆる[]、それがシフトしたものですけどもね、福井県内の各市町で一体、どういう名称の担当課があるのかですね、概略ををちょっと教えていただたい、聞けたらありがたい。例えば[]というのがあるのか、[]というのがあるのかということですね。

県自体に無いわけでしょ。[]というのがね、ですよ、その辺をちょっとお教えを願えばありがたい。要するになぜそんなことを聞くのかといえば、人権に関わって全県あるいは全市・全町の行政あるいは教育委員会すべてをあげてやらなければならないのは当然ですけどもですね、その中に、とりわけ首長の部局と教育委員会にそれぞれ人権ということに関した司令塔にもなるような組織がですね、機関が必要なのでないかというように思っておりますので、そのあたりちょっとお教え願いたいと思います。

(江川総務部企画幹)

第1点目の福井市の取組が、時期改訂時に取り入れる予定それから検討を予定していることに対しての質問ですけど、現在の福井市も合併をいくつかの町村といたしまして改定を計画しているようでございまして、その時に併せて組み入れを予定していくというふうに聞いておりますので、理由としては合併をして、その改訂時に併せると聞いております。その上で、基本的な構想が順番としては出来て、それから具体的な計画、それから推進体制だというように考えておりまして、構想ができれば引き続き計画推進体制というふうに移って頂けるのではないかなと私どもは思っているわけですけども、そういう認識を持っております。

ます。

あ、心配はないということですね。

越前町とかおおい町とかその下にそれぞれありますな、心配になっておられない。ここ1年2年の間にきちんと確実に。

(江川総務部企画幹)

いや、いま福井県で合併していない自治体は2つか3つくらいなんですね。ちょっと、2つか3つでなくもう少しあるも知れないですけど、ほとんどの市町が合併をいたしまして見なおしをする時期に来ていますので、その際に強力に組入れて頂くようお願いをしてこういうふうに、これまでは回答を得ているわけでございます。

心配無いかどうかといいますと、それはちょっと……

(品谷健康福祉部長)

いまの[]のお話でございますけど、確かに合併を理由にするというのはおかしいんでございまして、[]は3つの町と合併いたしまして、今年の4月に市長選があり市長も変りまして新しい市長は大変お若い方がなられました。是非またその辺を積極的に進めていきますし、[]もマニフェストを作っておりまして人権に向けて力を入れると申しておりますので、近々また、越前町、おおい町につきましても合併したわけですけど、いずれにしても福井県の全市町、少し濃淡はございますけれど、皆そういう雰囲気になっておりますので進めていきます。

([])

福井県の一番の中心が[]やから、そこをバッチリと指導して[]で素晴らしいものを作ってもらうことがやな、非常に大きな波及効果があるんやから、重点的に力を入れてもらわんと、どうしても各市町村は[]を見ている傾向もありますなあ。その辺も考えていくと福井市にきちっとやってもらうように指導してもらってやの。

その総務部長をはじめ要請行動は評価しますよ、個人的には、いや個人的ではないけど、ただ福井県全体でやらないかんとという仕組みになっていかんと、言われたからという話にはならんと…

(江川総務部企画幹)

それからもう1点の市町村の人権を担当している課でございますけれど、ひとつづつは申し上げるわけではございませんが、概して申し上げますと教育委員会は生涯学習課ですとか、市長部局あるいは町長部局で申し上げますと総務課、あるいは社会福祉の部門で、それぞれ担当の課というのは市・町により異なっています。今申し上げました人権という文言を使った課はございません。

([])

県にもないのね。

()

そりゃ無いわ、県はやな同和対策室をなんとか残すのが精一杯という感じがせんこともないんよ。そうや無しに、今日、やっぱりこんだけの人権と言うものがいかに重要かと、私がいわんでも皆さんよく知っとるわけや。日本の社会に人権と言うものがベースに無かったら物事、進まんというそういう世の中になっているんや。だから県の施策の中でやっぱりいかに人権というものが大事やということをきちっと言ってもらったらやで、やっぱりその残り粕みたいな同和対策課なんて必要なしに、やっぱりきちっとした課をつくってな、やっぱり県がやで人権のまちづくりというものを進めていくというなかできちっとしたものを作ってもらわんと。こりゃ、あんたらがいくら各市町村に言ってみたところで福井県がそういう姿勢やからな、悪い方に右ならえしてしもうてな、そりゃ部長、考えていかん。同和対策済んださかいに、もう人権問題終りじゃないんよ、逆の方向に進むんやなしに前向きの方に展開する時代なんやから、その辺を考えていただくと。中央執行委員が言われたように人権施策課とか、そう言うものをきちっとやってもらわんと。

だいたい、教育委員会やてないやろ、正直言うたら、そうやろ、教育委員会の中やって、今、職員かてあやふやになっているんとちがうんかいな。

(中西教育庁企画幹)

教育委員会における人権担当課ということでございますが、一応、社会教育、家庭教育関係につきしては生涯学習課というところが中心になって、それぞれ教育等あるいは啓発等について進めていますし、学校教育につきましては義務教育の小中学校については義務教育課が、それから高校、県立学校につきましては高校教育課がそれぞれの課でそれぞれの層につきまして教育等を実施いたしております。そういう状況でございます。

()

人権教育はどこでどうやっているの。

(中西教育庁企画幹)

人権教育はですね、例えば小中学校につきましては道徳、特別活動あるいは総合的な学習の時間そういうふうな時間帯にですね、実施をいたしております。それから高等学校におきましては地理歴史、公民あるいは家庭等の授業や公民活動そういうものを通じてですね、週1時間はですね、毎週実習しているという状況があります。

()

それはわかるんやけど、今までは高校や義務教育のなかに同和教育担当課というのがあったんやなかったん。もうなくなったんか。

(中西教育庁企画幹)

同和担当課というのは今までもなかったのと思いますが、担当者はおりました…

（ ）
担当者はおるん。

（中西教育庁企画幹）

今、おります。各課に

（ ）
昔から前進はしとらん。

（中西教育庁企画幹）

その担当者を中心にして、その課として教育をですねそれぞれ小中学校、高校あるいは県立学校にですね、授業を進めているところです。

（ ）
だから教育行政の中でなあ、学校で人権教育を進めていくとなるとやな、どっかきちんとしたものがないとあかんでしょうが、推進体制の中で。各、バラバラにまかしておるという状況になるね、今、そうでしょ。基本方針がないんやろ。

（中西教育庁企画幹）

それはあの、市町村に対する指導という意味でございましょうか、それとも県の中でということでしょうか。県の中ということですか…

（ ）
要するに県というものは各市町村に義務制…

（中西教育庁企画幹）

一応ですね、毎年ございますが、県教育委員会といたしまして、これは18年度のものでございますが人権教育の手引というものをつくりましてですね、人権尊重の教育の推進をめざしてということで、それぞれがこの方針に従ってですね、今年はこの教育をしようということで進めている状況でございます。

（ ）
だから、まさに人権教育啓発推進法ができたんや、その法律にのっとってやな、今までの同和問題も大事と思つて、随分、協議会ともやりとりをしてやな、教育委員会もそれなりに努力をしてきたけれど、いま新しくこうして出来たそれをどうして実施していくんやとなっているんやの、法律は出来ているんやから、嫌が応でもそれに従ってやっていかなならんや。それに対する体制をもっと整えなければならない、じゃないんかということや。

(中西教育庁企画幹)

それはいまでも、人権教育あるいは人権啓発のための推進法が出来る前から、こういう体制は出来ておりますので、こういう体制を毎年繰り返し進めていると、新しい情報、新しい状況が出てくれば当然にそれを組み入れて進めているという状況でございます。

()

なんでこういうことを言うかという、前は高等学校でも、各学校で研修会をやっているという話も聞いたし、実際、我々も行つて話をしたこともある。しかし、最近はあまりそんな話も聞かんがの、特に管内かてそんなもんあんた、やっているかどうかわからん。管内だけやないぜ、全県の高校の中でやの、どうしていくという話合いがやね、以前より進んでいっているんかということや

あ、そういうしおりを作っていたいて、各所にまいていただいている、ねえ、それは有効に使われて使っていただいているんだろうと私も推測をしたいわけですね。その努力があったとしたらですけどね。要するに人権施策推進体制の整備これをきちんとして欲しいということでして、総務部長とかですね企画幹がですね努力をしていただいているこういう一覧表の結果だということですね。一向にこの図表では解らないんです、整備をしているというところではどういう推進体制を整備をされているのか、私達には解らないわけですよ。整備する予定いってもどういうふうに整備をなさる予定なのかということが解らないわけですよ。そもそもここで推進体制というふうにいわれているもの、あるいは受けとめていただいているものがどういうものなのか、解らないわけですよ。だから私は の例をとって、最近いろいろ問題になっている大阪なども含めて、例えば人権教育や人権施策課というものがありますよ。それは各課で人権施策をやらなければならないけれどもですね、一定の司令塔の役割を果たしているんですよと、こういうふうに申し上げたわけですよ。福井県にはそういうものは無い、当然、市町村にもない、ということですね。じゃ、この推進体制で、一体どういう体制で本当に実際に機能できる体制になっているのかどうかということですよ

例えば、人権相談というものがあります。今の時代ですから随分多くの相談がですね各所に寄せられるわけです。私、ある日調査を見てビックリしたのは警察に相談に行くというのが一番パーセンテージが多かったんですよ。警察に人権に関わって相談に行くってどういうことなんかなあと、疑問に思ったりしますが、そんなところに行ったらあかんという話では当然ありませんよ。だけれども、人権擁護委員さんにはあるいは法務局へは、ほとんど相談へ行っていないというような事例があったり、もっと率直に言えば解放同盟に相談に来たというパーセンテージも非常に低かったり、じゃあ、実際にはどこでどの様にして、人々の人権侵害に関わって相談という部分があるのか。県だって、各課ですよ、そりゃあ、相談を受けるんでしょうけど、困った話ですね、たらい廻しされる。ねえ、A課に相談に行ったらB課に廻される、B課に行ったらC課に行ってくださいとこういうふうになっている。だから県全体で人権相談の体制というものをきちんと作って、一体どの課が責任を持つのかというようなことですか

ですね、そういうふうなことがきちっと行われているか、あるいは県だけでなく市町村と県も入ったネットワークを作ってあらゆる組織を、民間団体を含めて、最近ではNPOという団体がごぞいますね、そういう人権関係のNPO、これも最近、新聞で問題になってきておりますけど。そういうところとネットワークを作ってやっていくというかたちになって、始めて推進体制が整備できたと胸を張って言えるものではないかと、私は思うんですね。えー、その点まで含めてお答えをいただいたら有り難いですがね。

(江川総務部企画幹)

推進体制につきましては、県庁の中ですね、そういう本部を設置をしております、本部の下には幹事会を設けまして、関係各課の人権施策を担当している各課が入りまして、先ほども申し上げましたけれど、その幹事会を何回が開催して人権施策について推進を図っている。私どもの部にあります男女課というところが人権の担当課でございまして、その課が中心となって取りまとめているというふうに県庁の中ではなっています。

それから全県的には…、あ、申し訳ない、それからですね、相談センターというものを平成13年に設置をいたしております、そこで人権に関する相談業務を受け付けることになっておりまして、これは県庁の組織のひとつでありまして、出先でありますそこでいろいろな相談業務を行っています。

全県的には、今のところ、ネットワークのお話もございましたが、福井県にもそれぞれの地域に福井法務局管内にネットワークの協議会がございまして、そこでいろいろな情報交換を行いながら人権施策の推進に取り組んでいるという推進や体制になっております。

()

そのように説明をしていただければ、…、それはそうなのでしょう、そういうふうな受けとめざるを得ないという話。県に人権施策課や人権教育課そういうものをお作りいただく件について検討していただけないかというお話ですそうすればこの福井県の遅れをおおいに取り戻せるのではないのでしょうか、ということですね。

例えば、人権教育課でいえばですよ、小中学校あるいは県ですと県立の高等学校等で人権教育をずーっとやってこられた熱意がある方々が、例えば()でも毎年、毎回、課長というかたちで吸い上げられてやってるわけです。だからそれぞれの学校から人権教育課にですね相談があつて指導、被指導という関係ではなしにきちんとした営みが出来ているわけです。

だから、ひとつの課を作る、あるいは課の名称を変えるということは大変なことです。そういうことは解っておりますけど、しかし人権政策課あるいは人権教育課を県に作っていただければ多いに進むということ、それから、今お答えをいただいた法務局にうんぬんというそんなもの、言わんといってください。法務局は何の役にもたたへんのやから、ねえ、たたへんのやから。

そいでその県の出先機関ですか、その相談センターは人権の問題をなにからななまでを扱うそういう相談センター、うーん、そう。例えば児童相談所というのがありますね。児童相談所は今人手不足、ねえ、要するに大きな事件が起きたら非難集中と言う、まあ一、見方によれば、かわいそうやなと思うようなそんな状況でしょう。だから私の言っているのはそんな相談

センターがあるならあるでいいですがね。従来以上の機能を果たしてもらえばいいですが、それとは別に、県庁内に市町村や他の民間団体とを加えた人権相談のネットワークというものを作って、県の例えば人権施策課というものが出来れば、そこがある種こういう件については、どこそこに相談に行ってもらえればよいという的確なサジェスションができるような、そういう体制をお作りいただけませんかと言うてるわけで、ご検討願いたいと。

もうこの問題はこれくらいにしましょう。

ここでやっててもしょうが無いですから。

ちょっと、待ってくださいよ。

今、解放同盟の からみえてる方がね、こりゃひとつは だということを本人が披露しながら、自分の存在価値をはっきり明確にしながら、おっしゃっている。 の中では都道府県行政のね一環として、福井県で今、福井県の皆様とお話をさせていただいている。そのなかで の出身で、 の県政のなかではそういう位置付けがされて、現実にとそのことが行政執行のなかでレールの上にしっかりととらまえられているとこういう位置付けが、こういう良い面があるのだということを の方が披露をしながらね、そういう例を実際に挙げながら説明をされている。

福井県でもそのようにされたほうが行政のレールの中で、今、世の東西を問わず、この人権問題が国連のなかでも日本が理事国になってしっかりと取り組んでいるんだと、だから、今、日本でもしっかりとこの問題に取り組んでいこうということで、福井県の行政の中で矛盾や不条理がないようにするには、一番、このように明確に行政のレールのなかでしっかりとした主管課をつくってやればいいんじゃないですかと、その方がまとめやすいんどこがうかと、同和問題いかに関わらず人権問題全体を取り扱うのが一番いいんだという指摘なり助言なりがあったわけです。ですから、一応、解放同盟のなかでも話の要望・要求としては、今、回答をなさっているようだが、あなたがたのなかでね、一遍、先進地の事例を挙げて ということをはっきりと言うていなさる。だから 政のなかでの事例もしっかり調査をしていただいて、そういう先進地のほうで非常によい行き方があるんだからということを学習して頂いて、そして、これをレールの上でしっかりと、県政のレールの上でとらまえていく姿勢をもっていたいただければいいかなと思います。

そういう返答が私は一番ベターだと思うし、そういうことがあたりまえではないかと、…今日、今、学習をしているんやから、今、ここでこういうふうにしなさいとはあなたが出来るわけがない、担当であろうとも、答弁としてはそれでいいかもしれないが、聞いているほうが紛らわしいことになって困るし、そして多くのあなた以外の県の各主管部の部長はじめ、品谷部長はじめ、嶺南振興局長から皆さんみえている。あなたひとりだけでできる問題ではない。総務部長ひとりだけでできる問題でもない。それがわかっているの、そういう事例を挙げられて説明をされているんだから、勉強をしていただいて、学習をしていただいて、もう一辺回答をしてください。同盟に対して。

それからもう1点付け加えておきます。中央政府、お国の方でもそういうような声として、しっかりと挙がって、要望・要求が挙がっているということも伝えてもらって、国のほうでもど

の施策で総務省がやっているのか、法務省がやっているにしても、どこでやっているにしてもね、そういうお国のほうの姿勢、教育のほうも含めてお国のほうの姿勢も、そのことを提言をしてもらって、そのほうの回答も同時にしてください。

それはやっぱり、やる姿勢をもってもらうか、中身の問題でこうと言わないとね、その場逃れのいいまわしとかなんとかでは、まぎらわしいことを言いよったんでは、いたずらに時間を浪費してあなたがたも大事な時間を出でいなさってお話をされていなさるんだから、その辺のことをひとつご回答の中ではしっかりと踏まえてしてくださいよ。

あなた個人に聞いているわけで無いんですよ、県政全般の中での問いをしているんだから、あなたが西川知事に代わったようなことにはならん。それは解っている。解っているけど担当としてのあれですから。

私は少なくとも主管課を置く置かないの問題になってくると、そういうことが一番いいと思っているんで、そういうことを提起しておきます。そのことについて答えてください。

私の言うてること、おかしいかな。あの部長、品谷部長から言うてもらってもいいし、振興局長から言うてもらってもいい。そう思います。どうですか。

(品谷健康福祉部長)

今、江川総務企画幹からお答え申し上げたことが大変解りづらかったかもしれません。基本的には男女参画・県民活動課が主管でやっておりますけれども、確におっしゃるとおり人権何がしという課が無いという事実があります。ただ名前はどうか、実質の問題もありまして、 からも からもお見え頂いておりますけれども、私達はさらに勉強をさせていただきましてご返答させていただきたい思います。まあ、新しいポジションはつくるのは難しいですけれども、昔あった、福井県は繊維産業の盛んな県ですが、繊維課も無くなっている状況ですし、なかなかひとつの課の名前を変えるのはいろんな意見があり、困難を伴いますので軽々に申し上げられませんが、先進県皆様方の状況も踏まえながらやってまいりますので、長い目で見ていただければ、人権の主管課はございますので…

()

ちょっと待てよ、部長。

長い目で、君、そういうことを言いなさんな。あのね、長い目で君たちは差別をしてきておるのやから、それでいいかもしれんが、そういうもんじゃないぞ。

今の言葉は撤回せい。だめや、そういう言い方は。

(品谷健康福祉部長)

はい、申し訳ございません。私の言い方が…(の声で発言を止められる。)

()

だから、今、事例を挙げて、今、中央本部の方から事例を挙げて ということで、私は の出身だということでおっしゃっているんだ。そういう事例を挙げて都道府県行政というのは日本の行政の仕組みの中では都道府県行政は同じことやないか。 も福井も一緒やぞ。間

違うな、君。

ほな、君、言うておくけど、[]ではやれているのに福井県でやれないのはどういう理由だ。どういう地域性があるんだ、どういうとこで足踏みしてるんだ、言うてみい、具体的に。そういう風な紛らわしい言い方はすんなよ。ほいで、長い目でみい、長い目でこうせーいて、どれほど長い目で見てんねん僕らは、間違いなさんな。そういう言い方は絶対にするな。そういうことなら、君、代わってこい知事と、そういうもんと違うで。

だからね、私が言うているのは、課題として今、挙げられているんです。だから、そういうことで都道府県行政のなかでやっているところとやっていないところある、そいで、やっている[]の方が良いんじゃないでしょうかと、そういうことの学習もして、横の連携だけでもとったらいいんやないの、君んとこの職員、企画幹、お前のとこの総務部からひとり行かして来い、[]に、ええか、勉強をしてくるんじゃ、[]で

[]の方が言われたことが事実としてあるんや、事実は間違いない、けれどもどういうふうにして行政の原点しかり主管課としてとらまえているのか、そういうことを勉強をしてくる姿勢を持て、そういうことを今、お話し合いをしているんやないですか。それやったら、一遍、勉強をして、参考までに中央との連携もしっかりとってくださいよ。[]だけやない、もっと先進地としてよいところがあるかもわからんよ、君ら、この日本の都道府県の行政のなかで、だからそういうことを勉強しながらやりましようと言うてるのにやな、む一、気長にやれとか、そうバタバタあわてんでもいいんやとか言い方で。責任者が言うもんちがうで。だからもう一遍答えてください。

(品谷健康福祉部長)

申し訳ございません。私、長い目といった言葉が……

今すぐ、来年やるとかはなかなか難しいので ([]: だから勉強をしなさい。)。私の一存では答えられませんが、総務部と相談をしまして勉強をさせていただきます。

[]
あんたらが今答えてくれ、言うてるんちがうで、しっかり聞いてくださいよ。僕はなにも慌ててこうやああやと言うてるんちがうんぞ。一遍、そういうことの事例があるんならば、良いことやから学習をし連携をし、そういうことを確認をし、そして福井県の地域性にみあって、それを出来るような方法があるんなら、こういうことが一番良いんじゃないかと、そういうことにしなさいよ、言うてんねん。そうでなかったら今日のなんのための学習会や、君らは月給貰っているからいいけど、わしらは月給貰っとるんちがうぞ。間違いなさんな。

矛盾と不合理と差別があるから、話し合いをして勉強しましょうかと、一県民として来ているんやから、それは実費しっかり踏まえてもらわんと困るぜ。文句言うたり、喧嘩ごしでやるつもりでできているんちがうんだ。ですけれども、置かれている立場、さらされている立場、そのことをしっかり互いに踏まえないかんぜ。

ですから尊重しもって言うてるつもりなんや、遠慮せーへんぞ、君らに。ゆえいうなら、ゆうたろうか、いくらでも。いくらでも君らに矛盾でも不合理があるんや。よっぽど遠慮してものいうてるけど、そういうもんと違う。そこまで、こら、[]腹を立つような言い方を

するなよ。おちよくなるような、君らは月給もろうとるでいいけどやな、われわれは、こら、これをもって月給貰ってやっているんとちゃうで。

けど、皆忙しいのに、部落大衆はやな、忙しいのに、あの、仕事を投げ打って来とるんや。えっ、君らここに座とる県の職員は、部長、君以下みんな月給貰とるんやぞ。

おちよくなるような言い方はしなさんな。大事なことは大事なことで、教育の面も含めて、この際やから、勉強しっかりやるんや。江川君、君な、企画幹で始めてか何回この場に出ているんか知らんけども、部落差別、人間が否定された矛盾と不合理の、部落差別はなにかということ、固定化され集積化されて、今日のな、日本の人権問題の基本になっている、基軸になっているのは同和問題やで、そのことをしっかり君、いままで研修したり、学習したり、勉強したりしとったらな、もっともっと君のような答弁でないと思うで。よっぼど、[]の人はな控えめにもものゆうてんねや、今日。わしは解るんや、けれども、それでいいんですよ話合いですからいいですけども、それを良かるべきにしておちよくなるような言い方はやめとけ。

これは、僕は大事なことから、あなたがたにおっしゃっているんだけど。

なにやって、そのことでぼうやりになるんやったら、総務部長の杉本と代わってこい君、え。お前らにそんなおちよくられもってここで話聞く必要ないんだ僕は。大事なことは大事なことでしてね、あの、江川さん、踏まえてくれ、たのむで、え。文才があるから誹謗を超越した暴言な言い方で表現できるゆうもんと違うぞ、真実はひとつしかないんだ、誠実に誠実にお答えをするような姿勢だけは持ちなさい。あんた、[]へ問い合わせたり、他の都道府県の勉強したり学習したりなんぼでもできるやないか、全国よんでの協議会も行政の連絡協議会も、そこへでもいくらでも問い合わせたりしたらできるんや、電話賃が無かったら言え。そこら辺のことは電話でもいくらでも問い合わせできるし、事実確認ぐらいはチョコチョコと行ったらなんぼでも[]ぐらいすぐできるんや。福井から行ったら1時間半か2時間で行けるんやで、[]の県庁まで。

そういうことに骨惜しみをすること自体が差別だ。私から言わしたら。え、学習をする自らが肌で感じて身体で覚えてくるんじゃ、部落問題や人権問題の一番大事なものを、な、口の先だけでな、こら、ちょろまかそうとすることはならんぞ、お前ら。それがために、今、国を挙げて取り組んでいるんやないけ。え、国連でも。しっかり踏まえてないと、こら、わしはあんまりやったし、部長もええ加減な言い方やったし、ここまでおちよくられることはかなわんのう。

お互い皆、立場を大事にしなさい。あんたがたの立場だけ考えてあれしたらあかんぞ。人間関係いうものは、お互いに大事にしあおう、でなかったらあかんぞ。

(マイクをおいて、「なんか、江川君言わんか」)

(江川総務部企画幹)

今、いろいろと[]からご指導ご助言をいただきましてどうもありがとうございます。今いただきましたお言葉を真摯に受け止めて、今後、一層の努力をして参りたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

([])

そうしてください。ほいで、回答はいつしてくれるの。

そんな、調べに行つてそしてそういうふうなことでやりますと、いま、部長はやな、ここ1年や2年の問題や無いんで長い目でぼつぼつ言う言葉があったけれども、いつまでかかんねん。そんなもん調査してあれするぐらい。知事の決裁、西川知事の決裁を受けるのにいつまでかかるんや言うてみい。

調べてきて、調査・精査・検討をして、あんたんとこで、そいで総務部から、ええか江川、各関連の部下に…、いくらでもそんなもん合議まわしたらすぐできるやろ2週間もあれば。長いこと思案六方で変わるんやないんや。制度化して、おいたりなんかする、県会の議決をええならん問題と、いいですか、知事が執行当局の執行部局のなかで、知事がこうするいう機構の設置か改革とかいうのがどの程度できるんか、わしは県の職員ではないんでわからんけども、やる気があるんならばできるぞ。現に機構改革で嶺南には遅れているから嶺南振興局を置きましょういうことで置いてあるんやで。いくらでも制度化して、やる気があるんならばやれるんだ。なにも難しいことあらへんで。けど民主行政というのは、てこうど(?)行政で、周りから良くしていく、嶺南といえどもね、遅れているから振興局という戒名を名前をつけているんやないか、遅れてなんたら、こら発展局にしてもいいんやしな、なんにしてもいいんやで。振興局いうのは嶺南と嶺北で大別してあるんやが、嶺北より遅れているから嶺南は振興局ゆう戒名をつけとるんやないけ、いまお盆やさかい言うてやるけど戒名ちゅうて。そういうね、遅れているから振興局ゆう名前をつけてんねや、君らのような考え方やったら、破戒局か後退局に名前、打ち変え。

私の言うことが間違っているんならば、県会でもかけてみい、県会に行つてわしやあ言つてやるわ。遅れているから知事部局が、前の中川知事のとこ以降、…栗田知事、栗田幸雄さんが知事をやっているときから、嶺南は遅れているから、嶺南振興局いう名前に打ち変えたんねん。これはラテン語でも何処の宇宙の化けもんの言葉でもないよ。日本語で振興局いうたら、振興するいうたら遅れているから振興するんとかちがうんか。おまえら、君らは文才があるはずや。遅れているから振興局いう名前つけてんのや。それと同じやで。だから、大事なことは大事なことで、なにもそれがこういうことでできないんならできない、こういうことで時期的にもう一寸先にする必要があるんだというようなことやったら、納得のいく回答をしてみい。

え、君らの判断だけではあかんで、ここまできたら。我々が納得のいく回答をしてくれ。奈良県の県政のレールの上でとらまえられていることが、いいですか、福井県で出来ないのはなにが阻害する条件になつとんのや、全て明確にせい。おまえら、そこまで頼りないんやったら、これ話を持ってくぞ、ええかげんなことですり替えたり、置き替えたりは絶対ゆるさん。わしがこう言った。

どこが阻害して、なにがやりにくいことになつてんのや、え、何者が阻害してんのや、部長の品谷が阻害しとんのか、振興局の局長が阻害しているのか、誰が阻害しているのか、ここまで人権問題がやな、世の中で、世界中で叫ばれていて、みなトラブルが起きたり、アジアで紛争問題が起きたゆうのは、みな人間関係ができとらんさかいやで。人間関係の基本やぞ同和問題は。まちがいなさるな君ら。

(マイクをはずして) ちよつとちよつとそれで、次のどうやいうのを言うてみや。

君らは聞き手上手にまわるんか、絶対、聞き手上手な方

にはまわらさんぞ、わしは。

江川、他人事みたいばけつと横向いて。メガネかけとって、わしもメガネかけとっけど。横向いとんなや。さっきはとうとうとして流暢にええ加減な、おき替えたりすり替えたりしたような言い方しとったんぞ。あほくそうて返事ができんのならもの言わんでもいい。

(江川総務部企画幹)

いえいえ、早速、[REDACTED]の事例については、調べさせていただきたいと思います。

[REDACTED]

そのことを早う言うたらええんやないかい。何をもったいぶつとんのや。

[REDACTED]

はい、次いきまひよ。

[REDACTED]

時間無いんで簡単にですけれども、今ね、さっきから議論しているなかで、各市町村になあ、施策推進の体制を作れと、皆さん指導してるんやて、指導している方の県がやな、前進した体制に持って行ってほしいというのが今の話やから、それやったら自覚してもらわなあかんわな。それでね、2番目か、懇話会という問題をだしているんやな、これつくって欲しいと。これもちょっとも回答がでとらん。

これあんた、しかし、全体の県全体、市町村含めた中で人権施策を進めていくための仕組みのひとつの重要なことと思うんや。あんたたちがいくらここに働きかけてみても、それで終わらそいで終りや。やはり一歩進んでやな、各市町村が段々と計画を作っていくとなつてきつつあるんだから、そこをもう一歩進みやすいようにやな、やはり全市町村の話し合いをするそういうステージをな、テーブルをしっかりとすることが非常に大事や。いずれこういうふうにな大事になってくるんやから、それをいつも逃げているんやな君らなあ、それもさっき言うたようになにが問題なのか僕らにさっぱりわからん。

なんでこんな簡単なことができないかまったくわからない。出来ない理由がいつもその、全く出てこない。これはいずれにしろバラバラでやっていたんではいかんから、各市町村全部一致して人権施策を推進して行くという体制づくりのためにもやな、みんなが話合うきちんとした仕組みを作っていくというのがこれやねん。たしかにさっきでたように福井県のネットワークを作っていると聞いた。これは法務省の指導であり、これはこれでいいと思うんやけど、これは中身はやで、PRの手段だよ。それが各市町村に影響があるかといえないんよ。各市町村の中身の人権施策にものいえるような仕組みではないと思うよ。あくまで啓発をどうやってやっていくかということしかできないし。こういうネットワークでは。そういうんじゃなしに各市町村の人権施策を進めていくための、中身をどうするかという話し合いをするためのテーブルなんやから。まあ、名前は懇話会となっているけれども、それをやらなんだら前に進まないと思う。君らはこれやりました、あれやりましたと努力した結果をいま書いてもらっているけど、じゃあ、本当にそれがきちんとしたものになるかどうかは、今言う連絡協議会を作るかど

うかにかかってくると思うな。ひとつ来年度までは前向きに考えてもらう、それひとつ頼みます。部長さん、ちょっとそれについて答えてください。

(江川総務部企画幹)

懇話会の件でございますけども、平成15年度に市長会におきまして首長にそういうことで理解をもとめたところでございますが、先ずは職員がですね理解を深めることが有効ではないかということで、その後人権セミナー等を開催いたしまして、市町村の職員の人権教育、人権施策についての理解を深めております。毎年行っておりまして、平成18年も、今年もですね、今年も7月の25日に福井の国際交流会館で同セミナーを実施しまして、理解を深めていただいているところでございます。そういうことで、今後とも職員の理解を深めることに力を傾注していきたいと考えています。

()

それでは回答にならんがな。研究会じゃないんだよ、ひとつの仕組みを作れと言っているんだ。県、市町村が、人権施策を進めていくための全市町村を含めた仕組みを作って欲しい。なあ、あんたら、各市町村にやれやれ言っているが、バラバラやったてシャアないんよ。情報交換みたいなものだけや無しに、まあそれでもええがな、最初は。そういうお互いに中身を検討しながらやな、うちはこうやっている、うちはこうやっていると話を進めながら全県下のそういう施策を推進していくようにせにやなんのやから、そのために土台を作れって言っている。だから、それぞれの担当者会議でやな、いいけどあくまで主管会議は主管会議なのよ、別に本務の仕事はあるんだよ。たまたまその課が同和問題を担当しているだけの話で、集まるという話にしかないんだよ。主管会議とかそういうレベルやなしに、連絡協議会とかそれぞれの長が、一応名前だけでいいから長がメンバーになった組織を作れということを前から言っているんやから、もうちょっと真剣に考えないかんで。

()

それ一遍検討して、来年もきちっと答えをつくって欲しいから。

()

もし、私がいたら次の時、十分に話をするさかいに。時間ないからな。

()

一度ここで、休憩をとらしていただきたいと思います。5分間ということで再会を2時50分ということでお願いしたいと思います。

要求項目の4番目から、3番目をちょっと飛ばしまして、4番、7番、8番、9番という進行でお願いしたいと思います。

(休 憩)

()

はい、それでは時間になりましたので、再開させていただきます。よろしいでしょうか。

()

ちょっと、30秒ほど、伝えるだけで回答はまた、()が言われた回答に併せて欲しいんですけども、人権教育・啓発の推進に関する法律の中で、第8条か、国の財政上の措置というのがあるんですわ、皆さんよくご存知やと思うんですけど。この人権啓発推進について財政的に必要な経費については国が各自治体にそういうような措置をするということがかいてあるんです法律に。だから県はおそらく貰っておられるということですが、各市町村はどのようになっておるのか。これはあの、折角、今は、財政縮減、補助金切捨てでほとんど補助金がなくなっているなかで、国はいかに重要な問題かということで、財政措置をしとる言うとるんです。これを各市町村、17の自治体はこの補助金をとっていかに活用しているか、これを全部明らかにしてもらって、活用していなかったらこれを活用するようにするのが県の責務だと思うんです。この回答を()が言われたその日に同じように出していただきたいと思いますと思うんです、以上です。

()

その関連でちょっとお願いしたいんですが、第9条ですね、今()が言われたところですが、財政上の措置をとることができるとなっていますが、委託その他の方法によりとあるんです。その、国から人権啓発に関する施策について県はどのような事業の、国からですね、委託を受けておられるのか、何もね、折角財政上で金をやると国が言うとるのに、県が、なんかね、委託を受けておられるかどうか。それから、県のですね、平成15年4月1日に執行されております福井県人権尊重社会づくり条例というのがあるんですが、そこの県の責務というところですね、第2条の2ですけども、県は人権施策を、ちょっと私の持っている資料は総合的というふうにはなっていないんですが、たぶん総合的という意味なんだろうと思いますが、推進する体制を整備し、および必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとして書いてあるんですけども、()は人権啓発推進員というのを置きまして、2年に1回、各集落を廻っているわけですが、今、()が言われたことに関連しまして、後ほど、その落書きがあったんで、そのことに関連して質問しようかなと思っていたんですけど、()の方から言われましたので、関連の質問とさせていただきます。

()に助成をしてるんかどうかということ、まあ、関連の質問です。終わります。

(江川総務部企画幹)

財政上の措置ということで、国からですね、これは平成18年度の方ですけども、委託料といたしまして、3千百余万円ですね。

()

だから、どのような事業に委託をうけられているのかという…。

(江川総務部企画幹)

これは講演代ですとかあるいはパンフレットとかチラシ、資料の作成ですとか。例えば啓発用のマスメディアを使った広報紙ですとか研修会。そういったところに活用をしています。これは県と市町併せて3千百余万元です。

()

(啓発用の冊子を手) 毎年、こういうふうなものに対象に使われているわけですね。

(江川総務部企画幹)

そういうことでございます。

()

それから の方、 。

(江川総務部企画幹)

今、申し上げたのは県と市町あわせて…

()

だから、県の方が、 がやっている啓発ですね、そういうものについて助成されているか否かと言う。

(江川総務部企画幹)

県がといいますか、委託料として へですね、1、528千円です。

()

それは、啓発に関するものだけですか。

(江川総務部企画幹)

啓発っていうか、今申しました講演会ですとか資料作成とかマスメディアを使った研修会、また、教育とか啓発のたぐいの経費でございます。

()

福井県全体でなんぼや。3千なんぼ。

(江川総務部企画幹)

全体でですね、3千百5万円です。

()

3千百飛んで5万円。

(江川総務部企画幹)

はい。余万円というのは余りという意味でちょっと言ったもので、正確には3千百5万円です。

()

君のつこうた言葉はおかしい、よんいう言葉がおかしいんか、余りの余万円か、はっきり言わな。わしは根性曲がとらへんで。(江川総務部企画幹：すいません) おかしいな、4の数字のこと言うたんかな思って。もっとはっきり言えよ、3千百飛んで5万円。5万ジャストやな。…委託料として。

(江川総務部企画幹)

はい、そうです。これは平成18年度の予算ということで。国の委託料でございますので、国費100%ということです。

()

はい、よろしいか。ちょっと県の皆さんにね、質問してみたいんですよ。ここに入ってきてすぐに気付いたんですよ、杉田玄白展、解体新書をやってる、へー、すごいのをやってる。先ほどちょっとトイレがてらにね入って、それで、このリーフレットを貰って、さあーと見て来たんです。そりゃ、なんでかゆうたらね、あのサボる意味でやっとなのどちがう。ピーッときたことがある。私にはね。解体新書を展示内容はどうなっているのか、私の期待どおり、期待した中身はぜんぜん書かれてなかった、ということなんですよ。もう、これで気付いていただいた方はいらっしゃるかな。あの一、杉田玄白がね、江戸の小塚っぱらという、当時の刑場でね、死体の解剖を見学をして、そうしてね、ターヘルアナトミアの正しさを確認をして、そして解体新書をつくるんですね。ここまでは皆様方ご存知だろうと思うんですが。担当は生涯学習課らしいです。課長さん質問ですが、私はなにが抜けているように言っているかわかりですか。わかりですか。

(山岸生涯学習課長)

たぶん、その、解体をされたときに解体される側の方の方ですね、同意を得たり、人権人格を尊重、よく配慮した…

()

それは人権の視点からすれば、すばらしい、すばらしい御回答だと思います。時代は江戸時代ですけどね。そうじゃないんですよ、おわかりの方いらっしゃいますか。腑分けをしたのは誰なんです。

(松並同和対策室長)

同和対策室の松並です。腑分けをされたのは杉田玄白先生ではございませんので、被差別部

落の方がされたということで承知しています。

()

そうですね、エタの寅松という人物が腑分けをして、それを玄白が見る予定だったんだけど、寅松が急に病気になってそのおじいさんが腑分けをしている。それを玄白らが見た。ね、その杉田玄白が小浜藩の藩医をしていたと、これは私も知らなかった。もう一人藩医をした人の名前がでていますね、中川順庵ですか、これも小浜藩の藩医。小浜っていうのはすごい。歴史的役割を持っているわけですけど、それと同じように、我々の祖先である江戸のエタの寅松、そのじいさん、ねえ、その名前がこの解体新書に出てくるわけです、それをどうして啓発をしない、できないのかということです。啓発をやっていたらというふうにお聞かせ頂いてますが、一体どんな啓発を、例えばここでもですね、部落問題、人権問題の啓発をして然るべきではなかったですか。先ほどお答え頂いたような視点も含めてですよ、ねえ。これが人権問題なんだということだけ指摘をさせていただいて終ります。

()

要求項目の再開をさせていただきたいと思います。要求項目の第4番目、公正な採用選考について… (要求項目4を読み上げ)

(奥出地域福祉課長)

地域福祉課長の奥出です、私の方からお答えさせていただきます、それでは座ってお答えさせていただきます。(要求項目4の回答読み上げ)

()

それでは質疑のほうを始めたいと思います。

()

よろしいでしょうか、()といいます。()

ですね、調査を要請したところです。その回答が今日出ているんですが、それ以前に()に対しては一応回答をいただいていますね。回答をいただいたおりに、32団体について個別になにに市がこういう問題があるのかなに町がこういう問題があったという、市町村名を明らかにした問題点の整理が間に合わなかったということなんですが、今日の時点でも間に合っていないんでしょうか。それが1点です。

それから少なくとも県の機関、これはいくつあったのか。さっき、各自治体を招集して指導したとかありますが、県の機関についてはどうなっているのか、そもそも各市町村への指導機関は、皆様、()ではですね地域振興課、いや地域福祉課が担当される行政組織になっているんでしょうか。例えば地方課ですとか市町村課というのが本来の市町村の指導課だと思うんですけど、なぜ地域福祉課がこの調査をされたのかということをやっと明らかにして欲しいですね。県全体で取り組むとすればですよ。

それから、なぜ、このような実態がですね、今日まで放置されていたのかと。少なくとも公

正採用に関しては、ずいぶんと長い間取り組まれてきた課題だと思うんですけど。県の組織も含めて県内の半分ぐらいの行政機関で問題が放置されてきた、その理由、あるいは、そのなんというんですかね、背景、すこし整理をしてお答えを願いたい。

それと、ここには県連から要求項目は確かに厚生労働省の公正採用選考の基準に基づいてというふうになっていますが、そもそも総務省からですね、指導は下りているでしょう。で、総務省からの去年の6月か7月かに、県におりている公正採用に関する指導の文書については、各市町村におりたのかどうか、この辺も含めて取り敢えず説明を頂きたいと思います。

それから、あの一、ここでいう労働局をはじめとする関係機関とありますけど、むしろ労働局は一般の事業所を指導する機関でありまして、皆さんも労働局から指導を受ける立場にあるのかどうか、私にはわかりませんが、労働局とは連携して県内の事業所さんの指導を強化していくということになると思うんですけど。まず、お膝元の自治体の関係は、指導は、福井県の指導体制はどうなっているのかということ、先ほども言いましたが、それも労働局との関係を整理してお答えをください。

(奥出地域福祉課長)

質問がたくさんでしたので、まず第1点目の内訳でございますけど、現時点では出ております。

()

じゃあ資料ください。

(奥出地域福祉課長)

じゃあ、後ほど渡すということで、この件についてよろしく願いいたします。

それから2点目の県の機関ですね、これは全部で65のうち県が20、それから、市、町それと一部事務組合を含みますけど、ここが45でございます。その不適切な取扱いというのはここに記載してございますので、県と市町村の内訳はご覧いただけるかなと思います。

()

県はなんという機関が問題を起こしているのかということです。

(奥出地域福祉課長)

ちょっとお待ちくださいね。

(松並同和対策室長)

すいません、同和対策室の松並です。県の具体的な機関名でございますけど、まず4件ございまして、1点目がその、1点目の思想信条うんぬんということで1件あがっていますのは、これは教育委員会でございます、これは部活動の履歴等を中学校までさかのぼるとかそういうかたちで、厚生労働省が示している具体的な応募用紙から逸脱したような内容を聞いておるといことで、あの、私どもはあげさせていただいております。

それから、えーと、家族状況が1件ございますけど、これは、知事部局、具体的には土木事務所なんですけど、ある土木事務所で面接時に家族状況を聞いてしまったということで1件あげております。それから、もう1件、内定前の健康診断でございますけど、これにつきましては人事委員会が1件、教育委員会が1件、そういうことで併せて4件でございます。

それからすいません、3番目の総務省からの指導ということでございますけれども、これは、私どもの市町村課、市町村課のほうへ文書で流れてきておりまして、市町村課から各市町のほうへ文書をまた再度ながしている状況です。

それから、労働局との関係でございますけど、福井県の場合、確かに民間へ対しての労働局、頑張っておられるんですが、その関連で福井県の場合、労働政策課というところが労働局と連携して民間の方へ働きかけをしているんですけど、行政につきましてはですね、いろんな形でご指導をいただくということで、そういう連絡会議等のなかに労働局も入っていただいて、あの一、会議をもたしていただくこともございますので、そういうことで今後ともそういうかたちをとっていきたいということで労働局ということを入れさせていただいたわけでございます。

あとは、なぜこのような事態が今日まで放置されていたのか、その分析とか。

(奥出地域福祉課長)

就職というものは、一人の人間にとって極めて大きな転機でありまして、公正採用選考が完全に保障されていなかったということは、本当に同和問題をはじめとする人権問題の中心的課題が十分に浸透していなく、認識が低かった、そういうことに起因しているものということで反省しております。

なんでそうなったんかということなんです。反省はされた方がいいでしょうけど。

(奥出地域福祉課長)

これまでの取組がまだ十分に、完全に浸透していなかったということに起因するんだらうと思います。

いや、それは体制の問題なのか、個人のせいなのか、いろいろあるでしょ。体制は整っているということは先ほどの話で皆さん言うてはりましたよね。県内の体制は整っていると。市町村課に通達がおりてきたら、公正採用に関わるやつやから、せめて県庁内はちゃんとしましゅうねとなっているわけでしょ。なかったんですか。県の採用についてはどこがチェックいれるんですか。

(奥出地域福祉課長)

採用につきましては、それぞれの所管で実施しているんですけど、今回の、厚生労働省が示している選考基準こういったものについて周知に努めているわけですが、それらが末端まで完全に…

()

いや、末端やないって、あんた。採用する方だから末端ていわへんやろ。

(奥出地域福祉課長)

いやいや、失礼しました。そう意味ではなしにですね、具体的にその応募用紙を…

()

いや、つくる人でしょ、質問する人でしょ、一番肝心なとこやないですか。なんでその人に言わないんですか、その人に大丈夫ですかという話にならないですか。

(奥出地域福祉課長)

今回のあの、こういった不適切な項目がありましたことを、もんですから内部でこういう組織をつくっているもんですから、いまそこに、具体的に申しますと企画参事会、それから本庁ですと補佐会、出先事務所ですと総務課長会というものがございまして、そこを通じましてこういったことが2度と起こらないよう県庁内部の啓発を図りましたと同時に、先ほど申しました市町村あるいは一部事務組合につきましては、個別に具体的に指示したということでございます。

()

あの、市町村課という課ですか、福井県は。なんという課ですか、名前まちがったら困るけど、市町村へ総務省の文章をおろす課は市町村課とおっしゃたんですか、何課ですか。

(奥出地域福祉課長)

市町村課です。

()

今日なんで、市町村課は、見えておられるんですか。

(高木自治振興室長)

すいません、あの一、自治振興室として来ておりますので。

()

ああそうですか。それで例えば総務省が7月だったかなあ、去年の7月に通達を出している文章は確かにおりているんですか。なにもここで皆さんの回答書で厚生労働省の指導基準に基づいてではなくて、総務省の基準で、あるいは通達の趣旨でですね、徹底していいんじゃない

ですか。まあ、別にどちらでもいいけれど。

(高木自治振興室長)

あの一、市町村へはきちっと通知してありますけど。

([REDACTED])

で、それは去年の7月の通達わかりますよ。それ以前の通達はおりにいたのかどうかですよ。さっきから聞いているのは、なんでこんな実態が半分以上の自治体でですね、公正採用に反するような募集をやっていたのか、ずーっと見過ごされてきていたのか、ということの原因を聞いているんですよね。今度あわててやったのかもしれないですけど、それ以前は公正採用に関して市町村への指導ができていたのかどうかということを知っているんです。

地域福祉課は、そんなこと言ったって、あんたのこの仕事じゃないでしょう、今までも、だから今までやっているべきその地域振興課ですか、地域振興局、地域振興室そこできっちりやっていたのかをお調べになったんですか。

従来、市町村への公正採用の指導通知というか徹底していたのかどうか、ということはお調べになっているのか。

(松並同和対策室長)

すいません。総務省からの文章についてはさきほど言いましたように、市町村課のほうにながれてきておりまして、市町村課から市町村にながれてはありましたけれど、文書のみを送付ということでそれについての指導というかたちは残念ながら、県としてやっておらなかったという面がございますので、文章ながしばなしという状況にあったとその点については非常に反省をしております。今回、ご指摘がございまして私どもそういう点がいたらなかったという点で反省を…

([REDACTED])

ちょっと待ってくださいよ、それは、文章をながしばなしだったことを反省をしますと言うことは、あなたが言うことじゃないでしょ。あなたの課が担当して文章をながすべき立場にあったんだったら、反省してもわかりますよ。そうでしょ。ながす立場にない人が反省したって意味がないんでー。ながす立場にある人が反省しているのかどうかという問題でしょう。

(高木自治振興室長)

あの一、私、市町村課のなかにあります自治振興室でございますが、確かに文章をながすだけできちっとフォロー、指導がされていなかった、していなかったということで大変、あの、申し訳なく反省をいたしております。

([REDACTED])

すいません、そしたら、自治振興室じゃなくて自治振興課のしかるべき担当の方が今日うちには本日お出でになっていないという事情はどういうことなんですか。あの要求については5

月頃ですか、県連の方から調べていると思うんですが、それについて今週きわきに回答をいただいているわけですが、せめて質問・要求に対して答えてしかるべき担当の方がきていただくというのが礼儀じゃないでしょうか。なぜ、担当でないあなたがお出でになっているのですか。あなたが来ていただいて結構なんですけどその担当の方もおいでになっていただき…、

(江川総務部企画幹)

すいません、私、総務部を企画幹をしておりますので、私の部の中に市町村課がございますので、私が参りましたので…

([REDACTED])

だったらあなたが答えてくれるんだったらわかるけど、何で厚生部にいってしまうんですか。だって、市町村を指導する課の責任としてはあなたのほうでしょ。

(江川総務部企画幹)

そうです。申し訳ありません。公正採用の全般的なことだったので地域福祉課のほうから説明をさせていただきましたので、まあ、そういうながれのなかでそうなったのだと思います、申し訳ございません。市町村の指導につきましては私のほうの所管でございますので、私から答えるべき内容でございます。繰返しになって申し訳ございませんけれども、市町村にはその旨の通知を差し上げましたけれども、まあ、こういう事態になっているということは周知徹底がなされていなかったということで反省をいたしております、7月の20日にですね、庁内で会議を持ちまして公正採用について、周知徹底をしたところでございます。まあ、県としてもこういった何件かの事態が判明しましたので、一層徹底して今後、起こらないように周知をしたところでございます。

([REDACTED])

周知をすれば起こらないんですか。だから文書主義ですよ、文書だせば、ちゃんと皆さんがそれに乗かってやるというのが、まず行政の踏まえなあかんところですよ。それぞれ勝手な思惑でやっていたら、県なり市町村としての統一はとれへんから、法律にのっとって、文書にのっとってやるわけですよ。文書ながしたらちゃんとやってくれると思いますやんか。それが徹底されてなくて、呼んでゆうたけれども徹底されるという保証になるんですか。だから呼んでゆえへんことが今回のような公正採用違反が生まれた原因なんですか。ということは徹底されてるということは、文書だけながしたんじゃないくて、他のいかなる施策についても、県から市町村へながすぶんについては、必ず呼んだり集めたりしてちゃんと徹底をしているということですね。

(江川総務部企画幹)

もちろん、文書も送付いたしますし、このことについての周知徹底をあの、…

([REDACTED])

だから、文章だけで徹底できなかった原因はなんなのかということのを抜きにして、周知しましたから、呼びつけてちゃんといいましたから、徹底できました、できますという担保にはならないでしょう。

(江川総務部企画幹)

はい。それは、あの、まあ、根本的にはですね、人権に対する理解が欠落していたのでないかなというような反省をしております。したがって基本にありますその人権に対する理解を今後とも深めることによって、公正採用についてもつながってくるものだと思いますので、その点を今後ともしっかりとやっていきたいと…

「人権に」ゆうてしもうたら、それでなんとかなるというその考え方やめてください。公正採用について、これも人権問題の一部ですけども、具体的な公正採用の問題です。採用する側の市町村の責任ですよ。まあ市町村やから市町村に頑張ってもらわなあかんのやから、それをおいといたとして、県の中でビックリしたのは教育委員会が用紙でやってるということについて、どう思われますの。教育委員会いうたら受ける側の子どもを育てるところでしょ。18になるまで一生懸命育てた子どもが、さあ、社会に出よう、いろんな仕事につこうというときに、僕は、私は、教育委員会で働きたいねん、ていうて応募用紙を取り寄せたら、家族のこと、こと細かに聞かれている。どうしよう、うちおとうちゃんいてない、おかあちゃんと別れてんねんとか、これ書いたら落とされるんやろとか、思いまへんか。個人の能力によって、選別されるなら、それはまあいたしかたないところがあるでしょうけど。そういうことを率先して、うちがわざわざ18まで頑張って育ててきた子どもですわ、ちゃんと整理をしたってくんははれや、というていくんでしょ、現場の先生は。(): 部落差別はどういうところが原因で起きているんですか。) 当然、そういうところで部落差別出てくるんですぜ。地図書けとかね。住所をその用紙に書きへんかったって、行政の話ですけど、民間の会社ではもっと狡猾にやるんですわ。

ここに同対審答申が出ておりますけど、こんなの載せてるだけですか。この中身を読んでおられますか、皆さん。ここにちゃんとなんで同和問題が起きているかゆうて明確に書いてあるでしょ。そんなあんた、何回もこんなことはゆうているんですよ。職業が完全に保障されてないから、底辺に置かれているんでしょうが。今ごろこんなこと、同対審答申、昭和40年ですよ、できたんは。今ごろほんなこと言わしなさんな。

県庁な、行政がやな、興信所のマネしたらあがんがな。な。公正採用は何も今に始まったことやないんや。統一応募用紙つくったことは、部落解放運動から入ってきとるんやし、もう、かつてない歴史があるんや。随分前からやな、応募用紙を作ってきたな、公正採用はあるんだ。それを君らがやな、君ら自身がそれを破ってなあ、やっとなでは話にならんが。まして市町村

に指導できへんぞ、これは。これみんな公共機関の例やが、民間だったらもっとひどいわ。なあ、わし、ひとつ気になるのはな、たまたま分かったけれども、福井県の高校生はやな、各行政を含めて民間も受けとるな。その時に学校の先生が本当に公正採用しているかどうか、いっぺんチェックしているかどうか。それいっぺん聞いてみにやならんのやぞ。学校の就職担当か担任の先生かは知らないけれども、やっぱりそういうことがあるんかないんか、きちっと、子どもに、テストを受けた後帰ってやな、聞くべきなんだよ。そういうこと全く聞いてなかったとしたらやな、学校の先生もこれ非常に大きな問題や。特に高校、これ、中西さん、どうなんやの。高校でそういう態度でやっているんかいな。

(中西教育庁企画幹)

えー、今、[REDACTED]のおっしゃるとおりでございまして、各学校の進路指導主事、あるいは人権同和教育担当者を通じましてですね、公正採用にかかる調査をしておるべきところでしたけれども、どういう理由かちょっと私どもわかりませんが、民間を中心にやっていたというようなことがあるようでございまして、公的機関を受けた生徒については十分に把握していなかったというようなことが、私どもの耳に入っています。この点はまことに遺憾でありまして、今後、こういうことの無いようにですね、取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

[REDACTED]
え、民間に関してはやられているんですか。

(中西教育庁企画幹)

民間事業所中心にやっていたということで報告を受けています。

[REDACTED]
じゃあ、その結果はありますか。今まで、その高校生の受験報告書の集計だと思いますが、その結果、もしやっておられたとすると、どれくらいの事業所が問題を起しているのか。

(中西教育庁企画幹)

ちょっとこの場では私も確認できない状況です。

[REDACTED]
じゃあ、調査してはります。

(長谷川高校教育課長)

高校教育課長の長谷川でございます。お答えをさせていただきます。座ってやらせていただきます。昨年度の公正採用に関する調査でございますが、全部で1,052件の事務所について受験をしておりますが、その中で面接時における差別的な質問があったというのが3校。全部で14社について不適切な質問があったという報告を受けており、これについては関係機関

と連携しながら対応を進めていきます。

()

これまでの受けた高校生からこんなことが聞かれましたんやと学校へ行って言うのは、ごくわずかやと思うんや。高校側から必ず、受けた子どもに対してどう言うことを聞かれたと、公正採用から不適切なことを聞かれたかどうか、きちんと子どもに聞くということではなかったらあかん。それでなかったら徹底できん、これは。のおー、先生らが高校の先生らがしっかりそれを把握しているかどうか非常に心配なんや。公正採用についてどのくらい認識があるんかと、わしは非常に心配なんや高校の先生に対しても。文部省、教育委員会についてもそうなんやけど。そういうこときちっと調べてきたら、おそらくもっとも出てくると思うわ。なあ、こんなこと統一用紙は随分と前からやってきているわな。民間の会社はいろんな手を使ってやな、子どもの信条とかそういうもの全部調べようとしているのが、現実なんや。それを興信所に求めてくる企業もたくさんあるんや。そのなかでなにも起こらないことはないんであってやな、調べんだけの話。子どもが言ってこないだけの話であって、おそらく現場の採用試験のなかではそういうことがおこっていると思う。あんたがおっしゃったように何件かはもうあるんやから。全部の高校の先生が就職試験を受けたこどもから聞いてみたらもっとあると思う。ねえ、その点、すかつと来年か今年かわからんけど、やってもらわな。徹底しなさい。高校の先生に。きちっとやると、完全にやらせると。の。

()

これ千なんぼあがっていんのは、受験総数ですか。

(長谷川高校教育課長)

そうです、生徒が受験した事務所。で、今、お話、えーと...

()

報告があった数じゃなくて、受験した数が千いくつということですか。

(長谷川高校教育課長)

それについては全ての学校からの報告があがっております。受験生のいる全ての学校という意味です。そして今ほどございましたように、今後、就職試験を受けた全ての生徒に対して、公正採用選考チェック表などで、状況の把握のしかたをすこし見なおしまして、全て公的機関も含めまして調査をしてまいりたい。

()

まあまあ、とにかく2つあるわな、県のほう、要するに、君たちのように指導せなならん立場の者が、そういう不適切な、不適当なやな、採用のしかたをしているということ。なあ...、当然あたりまえや、聞かんでもいいことを聞くということは差別的なことや。差別になるで、まぎれもなく。統一応募用紙ができたんは、結局、部落問題、部落差別があるから、そういう

統一応募用紙が出来たんやから。うー、その公正採用はそういうものとひつついたことなんやからな。もうひとつは、私はやっぱりこういう問題が出てくるということは、ね、福井県の学校の先生を含めてみんながや、やっぱり部落問題なり人権問題に対する認識のレベルを示すことになるんやよ、はずかしいことやぞ。うー、これもやっぱり、この公正採用についてはしっかり高校の先生にも十分に徹底させて、必ずあとどういふことを聞かれたか十分な調査させなんだらあかんぞ。それやってください。

すみません、今年の教育委員会の採用の用紙つくったんは何課になるんですか。

(金牧学校教育振興課参事)

学校教育振興課の金牧と申します。さきほど教員採用に関して、志願書の中でご指摘を受けました件についてですが、家族関係については尋ねておりませんで、ご指摘を受けた点につきましては、体育・文化それからボランティア活動・部活動を中学校からの活動歴ということで書いてもらっていました。そこにつきましては、今年度はもう実施が終っておりますが、今年度の試験につきましては、現在どんな活動をしているかということは書いてもらったのですが、活動歴については書いてもらっておりません。そういう点につきまして新規大学卒業標準参考例をもとに準拠させていただきよう改善をさせていただきました。

職員採用に関してですか。

(金牧学校教育振興課参事)

教員採用に関してです。

教員採用に関して今、なに部がやっているかということが関係あるんですか。歴じゃなくて、今やっているということも関係あるんですか。

(金牧学校教育振興課参事)

えっ、どんな、すいません。

いや、そういう状況をすすめることによってどういう選考をされるんですかっていうことですよ。

(金牧学校教育振興課参事)

今、どのような部活をしているかということですね、そのことに…

()
体育科の教師ならしかるべき体育科の課程を受けて教職課程を修了して採用試験に臨んで来るわけでしょ。

(金牧学校教育振興課参事)

はい。

()
別にいまクラブに入っていなくてもいいわけでしょ。

(金牧学校教育振興課参事)

はい。ただ…

()
音楽の先生は音楽の課程を終了してやってくるのでしょ。なぜ、採用時にそういう情報をわざわざ載せる必要があるのですか。歴があかんかっても今はええという理屈がよくわからないです。で、もうひとつは、統一応募用紙はご存知ですか。高校卒業時に、高校生の採用時に文部省が指定している全国の統一応募用紙っていうのはご存知ですか。

(金牧学校教育振興課参事)

はい。

()
で、それに準拠したかたちでなんで採用書類をつくらないですか。

(金牧学校教育振興課参事)

本年度の7月に実施されたのですが、その試験については準拠したかたちでつくらせていただきました。

()
いや、だから、いままでなぜ準拠されなかったんですか。統一応募用紙が文部省から示されたのは何年からですか。

(金牧学校教育振興課参事)

これまでのことにつきましては、大変認識が甘く不勉強であったということを…

()
我々の知りたいのは、なぜそうなったのかということなのです。

(金牧学校教育振興課参事)

不勉強だったからです。

()

だれが、

()

()、() : はい) もう、また後で回答してもらおうで、ちょっと時間がないきに。
あのね、いま本部の()がゆうているようなことについて、後日、また回答していただきますか。

(金牧学校教育振興課参事)

教員採用試験についてですね。

()

そうそう、教員採用試験の、その他の…

()

関連がたくさんあるやん、なあ。具体的に提供していることに対し、不十分ながら皆さんからお答えをしてもらっとる。答えのなかで後日回答を、再回答をしてもらうことがあるんです。そのときに一緒に()の話をされたものといっしょに。

(金牧学校教育振興課参事)

わかりました。

()

()、ひとつ悪いけど。() : はい、いいですけど。)

えーと、次。

()

時間もだいぶおしています。残り7、8、9の回答を求めたいと思います。
まず、9番目。最後のほうから9、8、7と一括読み上げさせていただきます。

()

みな、土木の、土木部の回答だと思うんですけども、一括してね、連携しておる関係だから、一括して回答してください。時間の制約があるんで。

(池田小浜土木事務所長)

小浜土木事務所の池田です。私の方からご回答を申し上げます。一括と申しましたので、7

番からやってよろしいですか、(): うん) 9番からといわれたもんですから。

(要求項目7番から9番まで回答を読み上げ)

()

はい、そんなら質問します。 の公園ねえ、たいへんな金かけてりっぱにできたんやけど、最初はまあ、きちっと下あたりはねえ、なかなかしっかりしたものができていると思うんですけど、段々上に上がっていくほど工事が非常にずさんだな。もうすこし最終まできちっと計画せなあかんわ。 かな、広い所。あれだけの広いものを、何を使うために作ったんかと、疑問に思うんやけど。たぶん始めの話ではあそこ植栽して花壇を作るという話を聞いたん。しかしそれにしてもやで、あそこの上に上がるのにどういうふうにして上がるんかと。工事をするにしても、工事をして終わった後、維持管理をするにしても、どうして、なんか物を持ってあがらんらん場合があるがな。いろんな資材を。どうして上げるんかと疑問に思う。んー。そのへんが非常にずさんなんだよ。ものを建てるならものを建てる、植栽も花壇なら花壇にすると。するにしても、上まで資材を持っていく、管理のための資材を持って上げていく、それをするためにどうしたらいいかという、なんにも考えてないんや。あんなもん下から担ぎ上げていくのは至難の技やで。第一、僕は毎週2、3回上がっているでな。そんなもん上がるだけでも大変なこっちゃな、一仕事やで、なあ。

もう1点は、周辺、 の周辺。ありや大きな直径、あれでなんだ40センチ、50センチの大きな大木がやな、斜めに根っこから起きてやな、4、5本倒れているもん。南側に。ああいうのを放置しておいてどうするんか。もうすこし最初に工事したとき、あれをきちっとやな、倒れそうなものは最初に切ってしまうとか、あそこのノリをきちっとやっておくとか、ということにしなければ。ノリはしっかりしてない、ただ柵をおいてるだけやんか。非常にずさん。

君らはりっぱな設計者がおって、どうしてあんなことができるのかと、しろうとなりに思うよ、わしは。のお、あれ上がるときかなわんわ。ほして、土質がやの、だいたい破碎帯みたいなばらばらの土でしょ。あれこの前の雨でやの、今までは山やったからみな流れたけど、今度は平らになってきているんや、そこに雨がどっさり降ってみいな、みな浸透してぎあーっとくずれ落ちてくる可能性がたぶんにあるんや。村の周りが崩れやすいんや、そういう面もあるし。それをどうするんかと思う。

それからもう1点、わし、ついでやで、次の の方、まあ、安全対策してるという話聞くわな。しかし私は も直線やったらいいんと思う。そんなに規制をしてでも、直線や無いんだ。こっちのほうが、高浜から来たら、こっちの短い方が直線、あっち側の右曲がりに曲がっているとこや。だから直線で行って向うのトンネルが見えるのは端っこしか見えんのや、なあ端っこだけ。もう10メートルおったら見えないんや。その時に向う側からも車が無灯火で来る、こちらかも無灯火で行ってみいな、こりゃあもう危険なこときわまりない。まして僕らたまに、毎週、1日1回行くけれどもやな、慎重に慎重に運転してもって行ってるんや。こちらから行くときは向うからいきなり無灯火で来たらかなわんから、1旦停車してやな。確認して右回り。

ああして、どんどんどん交通量が多くなってみいな、そんなこといちいち気にして走るも

んおらんで。向うは向うで勝手にまわって来るしな、こっちはこっちで右折せなならん。そういう危険性がたぶんにある。だから今、信号とかそういうもんライト明るくしてやったのはいいけれど、走ってくるもんはそんなライトばかりたよりにしとらんで。そういう危険性はやっぱり自分で体験してみても考えていかんとだめだ。そういうことだ。

()

ちょっと待って、もう一人質問がある方に、同じことのテーマの質問やからまとめて… ()
()になにか言われる)

()

あのね、今、()が言うてるけども、たしかに工事の前に、工事をやっているときに言えば、もう少しその辺の検討ができたんだろうと思うんですが、それから、工事が終わってからなんで、ちょっと今、後で気がついた、いうこともあると思うんですよ。ですから、材料を置くのに、()が1週間に何か2回か3回上っているということも言うているけれども、実際に現実にあたった人やなかったらわからない、そういうものだと思います。で、私達下から見ると、そないあれやな、あれで上等やないかとも見えるんやけれども、実際にことにあたった当事者でなければわからない、そういう実態というものはわからない。ただ今から、あそこに車路をつくる、車であれする、いまどき土木技術が発達しとるで、やってやれんことはないかしらんけれども、まず難しいんじゃないかと、素人の私では思います。

ですから、滑車のようなかつこうでもよいので、椅子とかあるいは材料をですね、そういうような資材なんかをあげるそういう方法でも検討ができないか、ちょっと、いっぺん両所長、そういう意味での検討を進めてください。

これはちょっと前後したけれども、7番の第1項の()側の()はどうなるかっていう件ですけれども、用買なりそれなりに入ってる、ということなんですけれども、もうすでに出来上がっているところなんで、()に移管して()との連帯感で、問題もあるか知らんけども、原子力の防災訓練や総合訓練やゆうてやっているけどな、その唯一のやっぱり()でもあるので、これは早いこと供用開始ができなんだらね、そのほうの関係もあるし、そして折角あそこの()の工事が出来あがったってのもね、あれがもうあそこで止まらされているということになると大変なんで、もうそこだけが残っているんやから、本来は施工中の中でそこいらへんの話合いは進めるべきなんですよ。これは、どちらかといえば、平らな姿勢ではないかしれんけれども、ちょっとゆっくり構えられているんやないかというきらいがあるんやないかと思うんや。それで工事の最後の仕上げの段階で、ちょっと停滞しているんやないかと思うんで。

これは早急にですね、もう、あそこまでのことは()区のみなさんはわかっているし、あれを見る人は全部わかっているんやから、あの工事をやっているときから、どういう状態になって、どういうふうにとりあうか、とりあい道路もどうなるかということはわかっているんやから。ですから、その当時の土木の責任者の皆さんがちょっとやってもらったら良かったんですが、ちょっとその話を後手にまわったんやないかと思う。そういうことをわかったんで、それらが若干、遠因として阻害しとる条件にもなっているんじゃないかと、いうふうに思うので。これはできるだけ、ですね、もうみなさん地域のかたも理解しているんですから、早く話を

つけるようにしてください。ほいで、供用開始がすこしでも早くなるように。

あと、[]としても、[]に移管されて、[]が[]の上になにの施設を作るにしてもね、後の計画が[]には建てにくいんで、明日、[]との話合いに入りますけど、その時に[]にはしっかりとそれを踏まえて早くその位置付けをするようにということは要望として差ししますけれどね。話はしますけど、今日は、幸い[]も来てますので、[]もお聞きとりいただいていると思うので、明日また回答があると思うんですが、そういう意味でとにかく供用開始を県の事業の中でおそなったり、止まったり、今話とんやぞ、今確かに鋭意努力をしてもらってるのはわかるんですけど、施工中からそういうものは本当に真剣にこの工事の遂行、竣工に向かって市民のためになる、早く供用開始をするんだということであるなら、もう今ごろそんな話合いをするとかなんとか、実際はちょっと遅くなっていたんではないかというふうに、ちょっと私はうがった見方になるかも分かんけど、それは残念でございます。ただそれだけで早いことしていただきたい、ということ。

それから、この9番目の[]の関係ですね、この[]の関係ですけれども、鋭意、[]の方はやっていただいて、過年度にしっかりやってもらっているんですが、道路構造令からゆうてですね、問題は、今[]がちょっと見通しが[]と[]の所でちょっと見通しがたちにくいんでないかと、無灯火で両方走っていったらあそこで衝突する、ぶち当たるようなことも発生するんじゃないかという、そういう悲惨な交通事故が起きたら大変やぞという、そういうまあ、ご指摘がありましたけれども、道路構造令上の問題点がどうなっているかということ、これは[]が直ぐ連動しとるんでね、そこらへんのところを。それで、照明なりそれらも安全性というふうな面ではかってもらて施策をやってもらたんですが、これがね、そのことと相合わせて[]、これをなさったということですが、民生安定で一番大事なことですんでね。この対策をやってもらいましたけど、所長のさっきのご説明によると、これに対して鋭意、調査検討も進めているということなんです、先般の[]手前のところで、ああいうふうな報道が来てですね、そして通行が止まった、そして、これは災害復旧工事として、将来展望の中で、出来る限り早い時限でやるということでの取り組みをされているらしいんですが、この民生安定のなかで一番大事なことです、この[]をとるとかたらんとかの問題以前の大事な人命にかかわる問題ですから、ですからもう一遍ですね、いま[]の表土というのは非常に崩壊のしやすい状態にあります。ですからもう1回調査というよりも、精査をしてもらう。精査をしっかりやってもらって、そして問題があるんならば、これは災害復旧工事でもええし、急傾斜のもういっぺん対策のあれも、過去20年前に遡及して、20年程、年月も経過しとるというお話もありますので、今一度、精査をしていただいて、その対策検討をひとつ図っていただければありがたいとおもいます。以上です。

(池田小浜土木事務所長)

たくさんいただきましたので、ちょっと順番どおり言えるかどうか分かりませんが、7番のほうから私見を述べたいと思います。

[]の交叉点につきましては、[]がおっしゃられますように、本来なら開発事業が出来た時に出来ていた方がよりベターだったとは私も、ずっと担当をしていたわけではございま

せんで、個人的には感じます。

そういう意味で、昨年度から、終る直前から早くした方がいいということで計画を練りまして、地元に入っております。だから早くやれって言うことに対しては土木事務所もそういう認識は重々もっております。ただ、今、まだ工事にかかっていないというのは、地元様に計画を理解していただく、まあ、それはだいたい理解していただいているんです。用地を買わなければならないと、その中に細かくなりますが共有地とかいろんな土地が存在しております、いろんな、[REDACTED] 名の方がおられるとか、そういう判をいただかなければいけないとか、漁業権の問題とかちょっとクリアせなあかんものが、ちょっと時間かかる面がございますもんでして、それをクリアといいますか、理解いただければ直ぐに用地買収入りたい。すぐに工事に入りたいということをお先ほど申し上げたつもりでございますので、まあ、気持ち的には直ぐにやりたいということでございます。

それから [REDACTED] の計画といいますか、[REDACTED] も含めてあんなものでいいのかということでございますが、ちょっと考え方はいろいろあるかと思いますが、[REDACTED] というのは、人が、ちょっと階段で、申し訳ないですが、登って、なんていうんですか車で上がらずに人があがっていただいて、そこで見晴らしを見ていただくということを念頭にやっているもんで、そういうことの全体計画のなかでああいう計画を立てたと。そのの広場が芝生があるんか花があるんかということは当然でてまいります、一応、ある程度のしぼりがございましたが、今まではその中でそういう計画でやってきた結果が、今、[REDACTED] が言っていたきましたが、工事終る前ならまだなんとか、と言っていたきましたが、いま現状が出来たと。ただそのなかで、例えば木が倒れそうとかノリ面が崩壊しそうとか、そういうふうな危険は、いまからでも撤去する修正するということはやっていかなあかんと思いますので、また、いま、ご指摘があった部分を踏まえて中を管理していきます。

先ほど申し上げましたが、管理はすべて、施設は [REDACTED] にっておりますので、[REDACTED] に行ったから逃げるつもりはございませんが、一応、[REDACTED] と相談しながら進めてまいりたいと。

また、車道につきまして、目的は人間があがるために申し上げましたが、管理がどうかという中からの話からいきますと、管理している町が本当になにが必要なのかということは当然考えてみるべきだと。先ほど、回答したときに必要性とか方法論、手段と申しましたのもということでありますので、[REDACTED] がさっき車道は無理やけど違う手段というご指摘もありましたので、今後、町と相談をしながら考えていきたいと思っております。

それから [REDACTED] のオープンカットのことで、危ない危ないとの以前からのご要望を含めて検討しています。ただ構造令うんぬんの話になりますと、よりよい設計ということは当然ございますが、作ったときに結局、この場所でどういう構造物がいいんかどうかということを踏まえて、どういう線形がいいかどうかを踏まえて、一応その当時のレベルでは当然検討しています。だから違法的なものではございません。だから、そういうなかでよりどうするかということは当然考えていかなあかんなかで、オープンカットということはなかなか難しいとご返事したわけでございますが、今後よりいい方法があるかということは検討してまいります。ただ [REDACTED] のは珍しい場所ということは重々承知しています。ちょっと危険なのは [REDACTED] の間に抜けられる道があるのが、ちょっとやはり危険なのではないかと、行けることはいいんですが、[REDACTED] 内であそこ右折するかどうかとやるとちょっと危険だと。私の私見

ですが、これは[]の抜けた所に[]がありますので、後は[]のほうに道が
りっぱになりました。ということでそこに曲がる車が多くなります。そういうなかで、ある程
度すべて完成したときには、その間に入った道は、地元さんとか公安委員会との協議は必要
でございますが、ある程度通行規制をかけて、[]の安全を高めた方がいいんじゃない
かということも、私どもは考えておりますので、今後また、ご相談させていただきたいと思
います。

それから急傾斜地の安全対策、私、先ほども申し上げましたが、当然どれだけ安全かとい
うことを、まあ、たくさん、ここだけではございませんのでたくさんございますが、当然それ
を心がけてまいりたいということで、危険なのを放っておくつもりはございません。

ただ油断していると、年数が過ぎるとそういうことがございますもんです、考えて参りた
いということを申し上げたわけでございます。

全部、お答えしたかどうか自信がなくなってきたんですが、こんなものですかね。

([])

どうもありがとうございました。時間のほうも4時を廻っています。ここで最後のまとめと、
あいさつというかたちでしめたいと思いますので。

([])

[]

([])

えーと、時間がきましたので、まとめは皆さん聞いてもらってそのとおりやと思うんで、ま
たへたなまとめをすとかえって、混乱を招きますので。まとめは、それぞれが聞いていただ
いたとおりです。今日はちいと時間が延長しました。申し訳なかったんですけど、今日、審議
出来なかったものについてはだいたい資料で回答していただいておりますんで、だいたいわか
りますけども、先ほど[]とか私とか他の方も、[]の方も言われたそのことにつ
いては、[]に回答されるときに一緒に回答をお願いしたいと思います。遠くから来てい
ただいて、[]やとか[]やとか、非常に、こちらでは[]のほうから来ていただき
ましたんで、いまから帰っても相当時間かかります。皆さんも、福井のほうからですから、時
間がかかりますし、お気をつけてお帰りいただきたいと思います。

以上で終わります。どうもご苦労さんでした。あつ、県のほうから。

(川波嶺南振興局長) 閉会のあいさつ

部落解放同盟との懇談会出席者名簿（県関係者）

（平成18年8月24日）

所	属	職	氏 名
総 務 部		企画幹	江 川 権 一
	市町村課	自治振興室長 総括主任	高 木 和 昭 河 上 芳 夫
	男女参画・県民活動課	課 長 主 任	田 島 和 子 小 林 弥 生
健康福祉部		部 長	品 谷 義 雄
	地域福祉課	課 長 同和対策室長 総括主任 企画主査	奥 出 昭 司 松 並 利 夫 佐 藤 雄 湧 口 卓
産業労働部	労働政策課	課 長 雇用創出推進室長 総括主任 主 事	梅 田 岩 男 藤 田 清 男 松 田 博 子 時 岡 寛 生
農林水産部		企画幹	川 村 幸 治
	農林水産振興課	参 事	中 村 亮 一
土 木 部		企画幹	畑 中 定 衛
嶺南振興局		局 長 次 長 技 幹 若狹県民サービス室長 農業経営支援部長 林業水産部長 農村整備部長 企画参事 主 任	川 波 清 一 白 崎 義 夫 田 辺 一 馬 孝 久 幸 一 小 林 雄 治 浅 妻 紳 介 辻 岡 金 一 牧 野 実 雄 砂 原 寿
	若狹健康福祉センター	所 長	大 宮 敬 一
	小浜土木事務所	所 長	池 田 達 昭
教 育 庁		企画幹	中 西 雅 夫
	生涯学習課	課 長 主 任	山 岸 一 男 川 瀬 新 一
	学校教育振興課	参 事	金 牧 陽 子
	高校教育課	課 長 主 任	長 谷 川 義 治 村 中 正 明
	義務教育課	課 長 主 任	三 上 雅 治 西 川 芳 夫
	嶺南教育事務所	所 長	瀧 波 晴 香